

シンポジウム

律令国家と

大宰府史跡

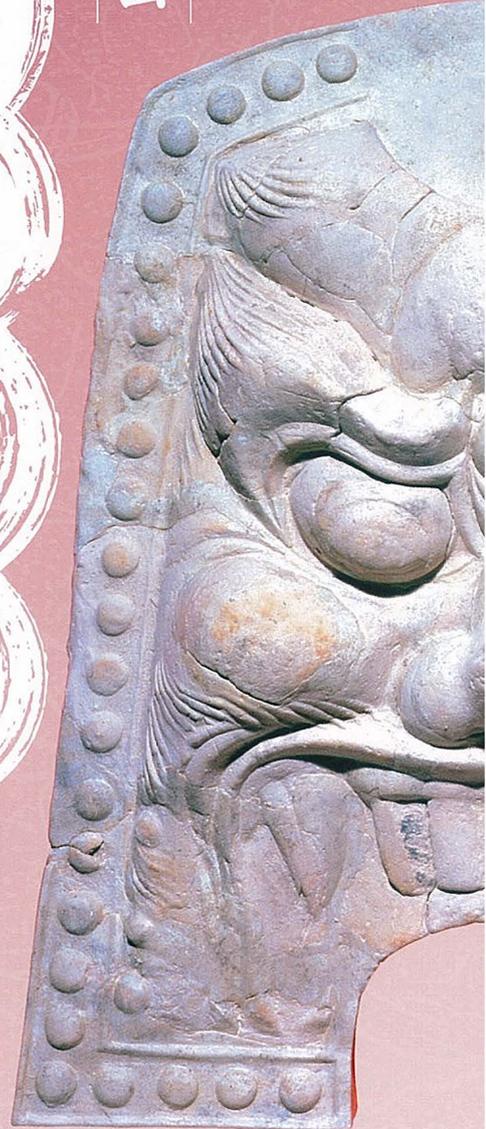
（平城京・大宰府・多賀城）

「大宰府跡」と「水城跡」、福岡県を
代表する二つの古代遺跡は、今から

ちょうど100年前の大正10（1921）

年3月3日に、県内で初めて国の史跡

に指定されました。



大宰府政庁跡出土鬼瓦

令和3年（2021）

3月6日（土）

主催 福岡県教育委員会



100th



特別史跡 水城跡



発掘調査を開始した頃



都府楼三碑



「水城」銘墨書土器

律令国家と大宰府史跡

～平城京・大宰府・多賀城～

13:30～14:00

開会挨拶等

14:00～14:40



記念講演

「令制大宰府成立前史－総領と大宰－」



○九州大学大学院 人文科学研究院
教授 坂上康俊

14:40～14:50

休憩（大宰府史跡紹介映像放映）

14:50～16:25

シンポジウム

「律令国家と大宰府史跡

～平城京・大宰府・多賀城～」



「平城京」

○奈良文化財研究所 都城発掘調査部
部長 箱崎和久



「大宰府」

○九州歴史資料館 文化財調査室
室長 吉村靖徳



「多賀城」

○宮城県多賀城跡調査研究所 研究班
班長 白崎恵介



「コーディネーター」

○国立歴史民俗博物館
副館長・教授 林部均

16:25～16:30

閉会挨拶

令制大宰府成立前史 — 総領と大宰 —

九州大学大学院 人文科学研究院 教授 坂上康俊

大宝令より前の段階での地方行政官として総領と大宰が史料に見えていることはよく知られている。総領は東国・吉備・竺志（筑紫）・伊予・周芳（周防）を管轄する、あるいはこれらの地名を冠する形で現れる役職名であり、東国・吉備・竺志は、少なくとも令制国よりは広域を管轄していたことが明らかで、伊予総領が讃岐を管轄していたこと、また後述するように周防総領が長門を管轄していたことも史料から窺える。一方大宰は史料上は吉備と筑紫のみに見える。

問題は、その大宰と総領とがどういう関係にあるかということ、これについては長年にわたる議論がある。その主要な論点は、酒井芳司氏のまとめによれば、

- ①大宰と総領は同じものか、異なるものか、
 - ②七世紀前半の筑紫大宰は潤色かどうか、
 - ③総領と国宰（国司）は同じものか、異なるものか、
 - ④総領の設置時期は大化改新时期か、天武朝か（東国総領を総領に含めるかどうか）、
 - ⑤総領は軍政官か、行政官か、
 - ⑥総領が置かれたのは、史料にみえる一部の地域か、または全国か、
- というものである¹⁾。

こういった問題についてすっきりとした説明

を試みた研究として、直木孝次郎氏の「大宰と総領²⁾」がある。直木氏の見解はおおよそ、

- ①日本書紀に見える「大宰」はすべて大宝令制による潤色であり、大宝令より前には「大宰」はない。
- ②総領は田令（湯沐令・督領）の系譜を引くもので、重要な地域の屯倉と国造領の全体を管理・掌握する、田令・国宰よりも大きな権力を持つ役職として置かれた。
- ③ただし、大部分の国造領は朝廷の直轄支配をうけるようになり、ここへは国宰が派遣された。「つまり大化後は、少数の総領の支配する地域と、多数の国宰の支配する地域に分れ、後者の地域では国宰と田令とが併存した」。
- ④浄御原令制下で総領が残っていたのは竺志・周芳・吉備・伊予である。

とまとめられ、後述するように本報告の趣旨もこれに近い（ただし、屯倉との関連をどこまで強調できるかは疑問）。

ところがその後、亀井輝一郎氏によって、あらためて総領と大宰とは別のもので併存していたとする見解が打ち出され、これが酒井芳司氏にも支持されて現在の有力説となりつつある。その亀井輝一郎説の要点は、おおよそ以下のよう



坂上 康俊（さかうえ やすとし）

九州大学大学院人文科学研究院教授
 東京大学大学院人文科学研究科博士課程中退。
 東京大学文学部助手、九州大学文学部専任講師、助教授、教授を経て、
 2002年より現職。
 専門は日本古代史。
 主な著作に、
 『日本の歴史5 律令国家の転換と「日本」』、講談社学術文庫、2009
 『シリーズ日本古代史④ 平城京の時代』、岩波新書、2011
 『日本古代の歴史5 摂関政治と地方社会』、吉川弘文館、2015など。

ごあいさつ

福岡県にある大宰府史跡は、古代最大の地方官衙「大宰府」、および大宰府に関連する史跡群の総称で、畿内・奈良県の「平城宮」跡、東北・宮城県の「多賀城」跡とともに「日本三大史跡」と並び称されています。

大正8年（1919）に我が国で初めてとなる記念物保護の取組が始まり、大正10年（1921）3月3日には「大宰府跡」と「水城跡」が福岡県で初めて史跡に指定されました。令和3年（2021）は、福岡県に史跡が誕生してちょうど100年を数えます。

100年の節目の年を迎えるにあたり、福岡県教育委員会では、大宰府史跡指定100年を記念して、シンポジウム「律令国家と大宰府史跡～平城京・大宰府・多賀城～」を開催することとしました。

このシンポジウムでは、古代律令国家の中心に置かれた都城「平城京」と、古代日本の西の要地で中国・朝鮮半島との外交や防衛、西海道（現在の九州）統治の役割を担った「大宰府」、東の要地で蝦夷との交渉や陸奥国統治の役割を担った「多賀城」をそれぞれ比較することによって、三つの特別史跡それぞれがもつ特徴を浮かび上がらせ、律令国家体制を整えていった古代日本の実態に迫ってみたいと考えています。

最後になりましたが、シンポジウムに共催いただきました大野城市・太宰府市をはじめ、本シンポジウムに御賛同・御協力を賜りました関係自治体および団体、御参加・御支援いただきました皆さまに深く感謝申し上げます。

主催者

になろう。

筑紫総領は、宣化朝に置かれた那津官家を拠点として民政・外交的機能を、磐井の子の葛子から献上された糟屋屯倉を拠点として軍事的機能を持っていたものであり、これに対して筑紫と吉備のみに置かれた大宰は、斉明朝の百濟救援を契機に置かれた軍事的な臨時の官であって、この時に筑紫総領が糟屋屯倉に持っていた軍事権を吸収した。その後次第に存在意義を強めた大宰は、やがて那津官家に象徴される筑紫総領の権限を吸収ないし管下に置くようになったとみられる³。なお総領については直木説を踏襲し、王権にとって特に重要な限られた地域に派遣され、屯倉を管する田領と周辺の国造とを統括したものとともされているので⁴、筑紫の総領に関しては、もともとこれに特に外交が加わっていたと考えていることになる。亀井説では、7世紀後半の総領と大宰との併存状況がいまひとつ判然としないが、総領には朝臣・臣・連姓といった非皇親が、大宰には王を中心として真人姓の者も見られるという皇親系が任じられるという特徴があり、この違いには意味があると述べていること⁵、また直木孝次郎氏による（大宰—）国宰の系列と、総領—田令の系列との別についてはこれを認め、続日本紀の大宝元年4月に見える「罷田領委国司」という措置によって田令が廃止（＝屯倉の廃止）されたことと、総領の廃止とは連動すると考え

ていること⁶を見れば、7世紀後半には大宰と総領とが併存していたと考えていることは疑いなく、この点は直木説とは大きく異なることになる。

亀井説を承けた酒井芳司氏は、総領と大宰とは全く別の官職であるとした上で、総領は本来臣下が任じられるもので屯倉と国造・評制を構造的に統括し（この点は直木説を承けている）、大宰は王族が任じられるもので首長層と民衆とを人格的に支配して、総領による地域支配を基部から支えつつ軍事・外交を担当していたが、天武朝の部曲（＝民部）廃止（日本書紀天武天皇4年（675）2月15日条「詔曰。甲子年諸氏被給部曲者、自今以後除之」）と、唐・新羅との間の軍事的緊張の緩和によって、総領と大宰を併存させる意義が薄れたので、大宝律令下で吉備大宰は廃止され、筑紫大宰と筑紫惣領は統合されて大宰府になったとしている⁷。

しかし、総領と大宰とを日本書紀、続日本紀、風土記といった様々な史料から集め、「総領」「大宰」という呼称で二分し、それぞれの出現する状況や職務を考えるという亀井氏の採られた方法には問題が無いとは言えず、続日本紀には筑紫総領は見えるけれども筑紫大宰は見えず、逆に日本書紀には筑紫大宰は見えるけれども筑紫総領は見えないという事実が見落とされてしまうのである。むしろこの事実から出発して問題

*1 酒井芳司「筑紫における総領について」（『九州歴史資料館研究論集』41、2016年）3頁。

*2 直木孝次郎「大宰と総領」（『飛鳥奈良時代の考察』高科書店、1996年。初出1983年）。

*3 『大宰府市史 古代資料編』（大宰府市、2003年）19～20頁（亀井輝一郎氏執筆）。

*4 同前104頁（亀井輝一郎氏執筆）。

*5 亀井輝一郎「大宰府覚書—筑紫大宰の成立—」（『福岡教育大学紀要 第2分冊社会科編』53、2004年）53頁。

*6 亀井輝一郎「大宰府覚書（二）—吉備の総領と大宰—」（『福岡教育大学紀要 第2分冊社会科編』54、2005年）12頁。

*7 酒井芳司「九州地方の軍事と交通」（館野和己他編『日本古代の交通・流通・情報 1 制度と実態』所収、吉川弘文館、2016年）、同註1前掲「筑紫における総領について」11頁。

に取り組んでみたらどうなるか。本報告はこの試みである。

1 続日本紀にみえる総領と大宰

初めに、続日本紀の大宝令施行以前の記事に見える官（ポスト）名・官司名・コホリの表記を拾ってみよう。文武天皇4年までは巻1、大宝元年からは巻2に記述されている。

- 1) 文武元年（697）8月17日条
詔曰。現御神_止大八島国所知天皇大命_{良麻止}詔大命_乎（中略）四方食国_乎治奉_止任賜_{幣留}国々宰等_{尔至}麻呂_尔国法_乎過犯事無_久（下略）
- 2) 文武2年（698）2月5日条
車駕幸宇智郡。
- 3) 文武2年（698）3月9日条
詔。筑前国宗形・出雲国意宇二郡司、並聽連任三等已上親。
- 4) 文武2年（698）3月10日条
任諸国郡司。因詔、諸国司等銓擬郡司、勿有偏党。郡司居任、必須如法。自今以後不違越。
- 5) 文武2年（698）5月25日条
令大宰府繕治大野・基肄・鞠智三城。
- 6) 文武2年（698）11月23日条
大嘗。直広肆榎井朝臣倭麻呂豎大楯、直広肆大伴宿祢手拍豎楯梓。賜神祇官人、及供事尾張・美濃二国郡司百姓等物各有差。
- 7) 文武3年（699）正月26日条
京職言。林坊新羅女牟久売、一産二男二女。（下略）
- 8) 文武3年（699）正月27日条
詔授内藥官桑原加都直広肆賜姓連。賞勤公也。
- 9) 文武3年（699）7月19日条
多櫛・夜久・菴美・度感等人、從朝宰而來貢方物。授位賜物各有差。其度感島通中国、於是始矣。
- 10) 文武3年（699）12月4日条
令大宰府修三野・稻積二城。

- 11) 文武3年（699）12月20日条
始置鑄錢司。（下略）
- 12) 文武4年（700）2月5日条
上総国司、請安房郡大少領連任父子兄弟。許之。
- 13) 文武4年（700）3月10日条
道照和尚物化。天皇甚悼惜之、遣使弔賻之。和尚河内国丹比郡人也。
- 14) 文武4年（700）6月3日条
薩末比売・久売・波豆・衣評督衣君梟、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從肥人等持兵、剽劫覓国使刑部真木等。於是勅竺志惣領、准犯決罰。
- 15) 文武4年（700）8月22日条
赦天下。但十惡・盜人不在赦限。高年賜物。又依巡察使奏状、諸国司等、隨其治能、進階賜封各有差。阿倍朝臣御主人・大伴宿祢御行並授正広參。因幡守勤大壹船連秦勝封卅戸。遠江守勤広壹漆部造道麻呂廿戸。並褒善政也。
- 16) 文武4年（700）10月8日条
施京畿年九十已上僧尼等絕綿布。始置製衣冠司。
- 17) 文武4年（700）10月15日条
以直大壹石上朝臣麻呂、為筑紫總領。直広參小野朝臣毛野為大貳。直広參波多朝臣牟後閑為周防總領。直広參上毛野朝臣小足為吉備總領。直広參百濟王遠宝為常陸守。
※直大壹は正四位上相当、直広參は正五位下相当。
- 18) 文武4年（700）11月28日条
大倭国葛上郡鴨君梗売一産二男一女（下略）。
（以上、巻1）
- 19) 大宝元年（701）正月23日条
以守民部尚書直大貳粟田朝臣真人、為遣唐執節使。（中略）左大弁（中略）右兵衛率（中略）參河守（中略）刑部判事（中略）山代国相樂郡令（下略）。
- 20) 大宝元年（701）2月4日条

詔始任下物職。

21) 大宝元年（701）2月23日条
任勘民官戸籍史等。

22) 大宝元年（701）3月21日条
対馬島貢金。建元為大宝元年。始依新令、改制
官名位号（下略）。

（以上、巻2）

23) 養老4年（720）正月27日条
大納言正三位阿倍朝臣宿奈麻呂薨。後岡本朝（＝
斉明朝）筑紫大宰帥大錦上比羅夫之子也。

※大錦上は天智3年2月～天武14年正月に行
われた冠位で、令制の正四位上相当。比羅夫は、
天智2年3月の対新羅派遣軍では「後將軍」（日
本書紀）。斉明朝に「筑紫大宰帥」に任じられ、
そのまま天智2年には新羅に派遣され、それ
らの功績により、最終冠位は大錦上に至った、
と解せる。

以上の官名・官司名・コホリの表記を通覧し
てみると、以下のことがわかる。

第一に、基本的に「評」は「郡」に改められ
ている。ともに「コホリ」と訓む「郡」と「評」
については、かつて学界ではさまざまな議論が
行われたが（郡評論争）、現在では孝徳朝に全国
で「評」が設けられ、大宝令の施行を機に「郡」
と改称されたことが、藤原宮その他での出土木
簡によって明らかにされている。ところが、よ
く知られているように、日本書紀においては「評」
は一切用いられず、すべて「郡」と改められて
いる。これはもちろん編纂時点での方針によっ
たものである。

続日本紀においても、多くの場合、評は郡に
改められていることが、上に並べた記事からわ
かるが（2,3,4,6,12,13,18,19）、しかし中には、

「評」という表記もあること（14）が目される。
続日本紀の、特に前半の編纂過程は複雑であり^{*8}、
どの時点での方針によったのかは現時点ではも
はや不明とせざるを得ないが、もともとの「評」
を「郡」に改めたところと、「評」のままに残し
たところとがあることを示している。「評」以外
にも、原史料の表記を残したもの、すなわち明
らかに大宝令の官名とは異なるものに、以下の
事例が挙げられる。

- 1) 国々宰……大宝令制では「国々司」とある
べきところ
- 7) 京職……大宝令制では「左右京職」とある
べきところ
- 8) 内薬官……大宝令制では「内薬司」とある
べきところ
- 9) 朝宰……大宝令制では「国司」「大宰府」、
あるいは「朝使」とあるべきところ
- 19) 民部尚書……大宝令制では「民部卿」とあ
るべきところ。当時なら「民官」の長官の
はず。ただし、これは唐向けの表現と見る
べきであろう。
- 21) 民官……大宝令制では「民部省」とあるべ
きところ

続日本紀に見える以上の現象は、最終的な編纂
段階において、もともとの表記を大事に残した場
合と、それまでの段階で変えられてしまった結
果として、大宝令制下の表記に従った場合とが
あることを示している。となると、「評」字を含
め、大宝令制下とは異なる表記を用いた条では、
原史料の表記を残そうとしていると言え、一方、
大宝令制下と同じ表記を用いている条について
は、原史料でもその呼称が用いられていたのか、
あるいは原史料での表記を残そうとする配慮が、

*8 笹山晴生「続日本紀と古代の史書」（『新日本古典文学大系 12 続日本紀一』岩波書店、1989年）参照。

いずれかの時点で施されなかったか、その判別は難しいということになる。

以上の史料批判の方法に基づくならば、「評」字を用いている14は、事件当時の表記を活かしていることになり、「竺志惣領」もまた、当時の表記となる。これが認められるならば、17の筑紫総領・(同)大貳・周防総領・吉備総領・常陸守もまた、同時代の表記とみなして良いということになる。ただし、国分松本遺跡出土の木簡に「竺志前国」とあるように、17の「筑紫」は本来14のように「竺志」であった可能性が高い。

問題は5、10に見える「大宰府」であるが、これが本来の表記だったのか、大宝令制下の表記を遡らせたのか、確認することができない。ただ、いずれも官司名であって、官(ポスト)名ではないことに注意しておきたい。すなわち、「大宰府」という官司の長官が「竺志総領」、次官が「(竺志)大貳」と呼ばれていた可能性は無いわけではないことになる。

なお、筑紫総領は、14において朝廷から隼人の決罰を命じられていること、すなわち九州島の中での事実上の軍事行動の指揮を任されているのは総領であって大宰ではないことを確認しておきたい。

2 日本書紀に見える総領と大宰

では続いて、日本書紀の中では総領や大宰はどのように現れるだろうか。ここでは広くその勤務する官司名や役割、あるいは筑紫での情勢・行事・事件にも目配りしながら検討してみよう。

〔筑紫將軍所〕

24) 崇峻天皇5年(592)11月5日条
遣使於筑紫將軍所、曰「依於内乱莫怠外事」。
〔裴世清迎接記事〕

25) 推古16年(608)4月条

小野臣妹子至自大唐。唐国号妹子臣曰蘇因高。即大唐使人裴世清・下客十二人、從妹子臣至於筑紫。遣難波吉士雄成、召大唐客裴世清等。為唐客更造新館於難波高麗館之上。

※筑紫での迎接官人・施設のことは見えない。

26) 推古16年(608)6月15日条
客等泊于難波津。

※飛鳥での迎接については省略する

27) 推古16年(608)9月5日条
饗客等於難波大郡。

28) 推古16年(608)9月11日条
唐客裴世清罷歸。則復以小野妹子臣為大使、吉士雄成為小使、福利為通事、副于唐客而遣之。爰天皇聘唐帝。其辭曰「東天皇敬白西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解。季秋薄冷、尊何如。想清恣、此即如常。今遣大禮蘇因高・大禮乎那利等往。謹白不具」。是時、遣於唐国学生倭漢直福因・奈羅詛語惠明・高向漢人玄理・新漢人大国・学問僧新漢人日文・南淵漢人請安・志賀漢人惠隱・新漢人広濟等并八人也。

〔「大宰」「総領」関係資料〕あわせて「筑紫」の施設関係

29) 推古17年(609)4月4日条
筑紫大宰奏上言「百濟僧道欣・惠弥為首十人、俗七十五人、泊于肥後国葦北津。是時、遣難波吉士德摩呂・船史龍以問之曰「何來也」。對曰「百濟王命以遣於吳国、其国有乱不得入。更返於本郷、忽逢暴風漂蕩海中。然有大幸而泊于聖帝之边境、以歡喜」。

30) 皇極元年(642)正月29日条
百濟使人大仁阿曇連比羅夫、從筑紫国乘馭馬來言。(下略)

cf. 『日本書紀』天武天皇10年(681)8月20日条「遣多祢島使人等多祢国國。其国去京五千余里」⇒「国」と言っても、必ずしも行政単位、

あるいは行政機構を指さない。

31) 皇極 2 年 (643) 4 月 21 日条

筑紫大宰馳駟奏曰「百濟国主兕翹岐・弟王子、共調使来」。

32) 皇極 2 年 (643) 6 月 13 日条

筑紫大宰馳駟奏曰「高麗遣使来朝」。群卿聞而相謂之曰「高麗、自己亥年不朝。而今年朝也」。

33) 大化 5 年 (649) 3 月是月条

遣使者、收山田大臣資財。資財之中、於好書上題皇太子書、於重宝上題皇太子物。使者還申所收之状。皇太子始知大臣心猶貞淨、追生悔恥、哀歎難休。即拜日向臣於筑紫大宰帥。世人相謂之曰「是隱流乎」。

34) 天智 3 年 (664) 是歲条

於对馬島・壹岐島・筑紫国等置防与烽。又於筑紫築大堤貯水。名曰水城。

35) 天智 4 年 (665) 8 月条

遣達率答炆春初築城於長門国。遣達率憶礼福留・達率四比福夫於筑紫国、築大野及椽二城。

36) 天智 6 年 (667) 11 月 9 日条

百濟鎮将劉仁願、遣熊津都督府熊山県令上柱国司馬法聰等、送大山下境部連石積等於筑紫都督府。

37) 天智 6 年 (667) 11 月是月条

築倭国高安城・讚吉国山田郡屋島城・对馬国金田城。

38) 天智 7 年 (668) 7 月条

高麗從越之路遣使進調。風浪高故不得歸。以栗前王拜筑紫率。于時近江国講武、又多置牧而放馬。又越国獻燃土与燃水。

※任命記事は天智 10 年 6 月条の重出か。

39) 天智 8 年 (669) 正月 9 日条

以蘇我赤兄臣拜筑紫率。

40) 天智 10 年 (671) 6 月是月条

以栗隈王為筑紫率。

41) 天智 10 年 (671) 11 月 10 日条

对馬国司遣使於筑紫大宰府言「月生二日。沙門道文・筑紫君薩野馬・韓島勝娑婆・布師首磐、四人從唐来曰『唐国使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、総合二千人、乗船四十七隻俱泊於比知島。相謂之曰。今吾輩人船数衆。忽然到彼恐彼、防人驚駭射戰。乃遣道久等預稍披陳来朝之意』」。

42) 天武元年 (672) 6 月 26 日条

近江朝聞大皇弟入東国、其群臣悉愕、京内震動。或遁欲入東国、或退将匿山沢。爰大友皇子謂群臣曰「将何計」。一臣進曰「遲謀將後。不如、急聚驍騎乘跡而逐之」。皇子不從。則以韋那公磐鋏・書直葉・忍坂直大摩侶遣于東国、以穗積臣百足・弟五百枝・物部首日向遣于倭京。且遣佐伯連男於筑紫、遣樟使主磐手於吉備国、並悉令興兵。仍謂男与磐手曰「其筑紫大宰栗隈王与吉備国守当摩公広島二人、元有隸大皇弟。疑有反歟。若不服色即殺之」。於是、磐手到吉備国授符之日、給広島令解刀。磐手乃拔刀以殺也。男至筑紫。時栗隈王承符对曰「筑紫国者元戎辺賊之難也。其峻城深隍、臨海守者、豈為内賊耶。今畏命而弑軍、則国空矣。若不意之外有倉卒之事、頓社稷傾之。然後雖百殺臣、何益焉。豈敢背德耶。輒不動兵者、其是縁也」。時栗隈王之二子三野王・武家王、佩劍立于側而無退。於是男按劍欲進、還恐見亡。故不能成事而空還之。

43) 天武 2 年 (673) 8 月 25 日条

喚賀騰極使金承元等中客以上廿七人於京。因命大宰、詔耽羅使人曰「天皇新平天下。初之即位。由是唯除賀使以外不召。則汝等親所見。亦時寒波嶮。久淹留之、還為汝愁。故宜疾歸」。仍在国王及使者久麻藝等肇賜爵位。其爵者大乙上。更以錦繡潤飾之。当其国之佐平位。則自筑紫返之。

44) 天武 2 年 (673) 11 月 21 日条

饗高麗邯子・新羅薩儒等於筑紫大郡。賜祿各有差。

- 45) 天武 4 年 (675) 3 月 14 日条
饗金風那等於筑紫。即自筑紫歸之。
※同月 16 日、栗隈王が兵政官長に任じられている。これまで、筑紫大宰であり続けたか。
- 46) 天武 4 年 (675) 8 月 28 日条
新羅・高麗二国調使饗於筑紫。賜祿有差。
- 47) 天武 5 年 (676) 9 月 12 日条
筑紫大宰三位屋垣王有罪。流于土左。
- 48) 天武 6 年 (677) 4 月 14 日条
送使珍那等饗于筑紫。即從筑紫歸之。
- 49) 天武 6 年 (677) 11 月 1 日条
雨不告朔。筑紫大宰献赤鳥。則大宰府諸司人賜祿各有差。且專捕赤鳥者、賜爵五級。乃当郡々司等加增爵位。因給復郡内百姓以一年之。是日、大赦天下。
- 50) 天武 7 年 (678) 12 月是月条
筑紫国大地動之。地裂広二丈、長三千余丈。百姓舍屋、每村多仆壞。是時百姓一家有岡上、当于地動夕、以岡崩処遷。然家既全而無破壊。家人不知岡崩家避。但会明後、知以大驚焉。
- 51) 天武 8 年 (679) 3 月 9 日条
吉備大宰石川王病之、薨於吉備。天皇聞之大哀、則降大恩云々。贈諸王二位。
- 52) 天武 9 年 (680) 4 月 25 日条
饗新羅使人項那等於筑紫。賜祿各有差。
- 53) 天武 10 年 (681) 4 月 17 日条
饗高麗客卯問等於筑紫。賜祿有差。
- 54) 天武 10 年 (681) 12 月 10 日条
小錦下河辺臣子首遣筑紫、饗新羅客忠平。
- 55) 天武 11 年 (682) 正月 11 日条
饗金忠平於筑紫。
- 56) 天武 11 年 (682) 4 月 21 日条
筑紫大宰丹比真人島等貢大鍾。
- 57) 天武 11 年 (682) 8 月 3 日条
饗高麗客於筑紫。
- 58) 天武 11 年 (682) 8 月 13 日条
筑紫大宰言「有三足雀」。
- 59) 天武 12 年 (683) 正月 2 日条
百寮拜朝廷。筑紫大宰丹比真人島等貢三足雀。
- 60) 天武 13 年 (684) 2 月 24 日条
饗金主山於筑紫。
- 61) 天武 14 年 (685) 3 月 14 日条
饗金物儒於筑紫。即從筑紫歸之。
- 62) 天武 14 年 (685) 9 月 15 日条
直広肆都努朝臣牛飼為東海使者、直広肆石川朝臣虫名為東山使者、直広肆佐味朝臣少麻呂為山陽使者、直広肆巨勢朝臣粟持為山陰使者、直広參路真人迹見為南海使者、直広肆佐伯宿祢広足為筑紫使者、各判官一人、史一人。巡察国司・郡司、及百姓之消息。
- 63) 天武 14 年 (685) 11 月 2 日条
儲用鉄一万斤送於周芳總令所。是日、筑紫大宰請儲用物、繩一百疋・絲一百斤・布三百端・庸布四百常・鉄一万斤・箭竹二千連。送下於筑紫。
- 64) 朱鳥元年 (686) 正月是月条
為饗新羅金智祥、遣淨広肆川内王・直広參大伴宿祢安麻呂・直広肆藤原朝臣大島・直広肆境部宿祢綱魚・直広肆穗積朝臣虫麻呂等於筑紫。
- 65) 朱鳥元年 (686) 4 月 13 日条
為饗新羅客等、運川原寺伎樂於筑紫。
- 66) 朱鳥元年 (686) 5 月 29 日条
饗金智祥等於筑紫。賜祿各有差。即從筑紫退之。
- 67) 持統即位前紀朱鳥元年 (686) 閏 12 月
筑紫大宰、献三国高麗・百濟・新羅百姓男女并僧尼六十二人。
- 68) 持統元年 (687) 4 月 10 日条
筑紫大宰献投化新羅僧尼及百姓男女廿二人。居于武蔵国、賦田受粟、使安生業。
- 69) 持統元年 (687) 9 月 23 日条
新羅遣王子金霜林・級浪金薩慕・及級浪金仁述・

大舍蘇陽信等奏請国政、且献調賦。学問僧智隆附而至焉。筑紫大宰、便告天皇崩於霜林等。即日、霜林等皆著喪服東向三拜、三禿哭焉。

70) 持統2年(688)2月2日条

大宰献新羅調賦・金銀・絹布・皮銅鉄之類十余物、并別所献仏像・種々彩絹・鳥馬之類十余種、及霜林所献金銀・彩色・種々珍異之物并八十余物。

71) 持統2年(688)2月10日条

饗霜林等於筑紫館。賜物各有差。

※「筑紫館」の初見記事

72) 持統2年(688)9月23日条

饗耽羅佐平加羅等於筑紫館。賜物各有差

73) 持統3年(689)正月9日条

筑紫大宰栗田真人朝臣等、献隼人一百七十四人、并布五十常・牛皮六枚・鹿皮五十枚。

74) 持統3年(689)6月1日条

賜衣裳筑紫大宰等。

75) 持統3年(689)6月20日条

詔筑紫大宰栗田真人朝臣等、賜学問僧明聡・觀智等、為送新羅師友綿各一百四十斤。

76) 持統3年(689)6月24日条

於筑紫小郡設新羅弔使金道那等、賜物各有差。

77) 持統3年(689)8月21日条

詔伊予総領田中朝臣法麻呂等曰「讚吉国御城郡所獲白燕、宜放養焉」。

78) 持統3年(689)閏8月27日条

以浄広肆河内王為筑紫大宰帥。授兵仗及賜物。以直広壹授直広貳丹比真人島。増封一百戸通前。

※浄広肆は従五位下相当。

79) 持統3年(689)9月10日条

遣直広參石上朝臣麿・直広肆石川朝臣虫名等於筑紫、給送位記、且監新城。

80) 持統4年(690)7月6日条

大宰・国司皆遷任焉。

81) 持統4年(690)9月23日条

軍丁筑紫国上陽咩郡大伴部博麻、從新羅送使大奈末金高訓等、還至筑紫。

82) 持統4年(690)10月15日条

遣使者、詔筑紫大宰河内王等曰「饗新羅送使大奈末金高訓等、准上送学生土師宿祢甥等送使之例。其慰勞賜物、一依詔書」。

83) 持統5年(691)正月14日条

詔曰「直広肆筑紫史益、拝筑紫大宰府典以来、於今廿九年矣。以清白忠誠不敢怠惰。是故賜食封五十戸・絶十五匹・綿廿五屯・布五十端・稻五千束」。 ※直広肆は従五位下相当。

84) 持統6年(692)閏5月15日条

詔筑紫大宰率河内王等曰「宜遣沙門於大隅与阿多、可伝仏教。復上送大唐大使郭務悰、為御近江大津宮天皇所造阿弥陀像」。

85) 持統8年(694)4月5日条

以浄大肆贈筑紫大宰率河内王、并賜賻物。

86) 持統8年(694)9月22日条

以浄広肆三野王拝筑紫大宰率。

※浄広肆は従五位下相当。

日本書紀に見える以上の史料を通覧すると、以下のような事実が判明する。

第一に、78、82、84、85を対比すれば、持統3年から持統8年にかけての、同一人物たる河内王についての記事であるから、「筑紫大宰」は「筑紫大宰率」の略としても使われていること、また「筑紫大宰率」と「筑紫大宰帥」とは同一実体を指していることが分かる。これが認められるならば、75、74、73、(70)、更には69、68、67、63、59、58、56、49、47、(43)、42、あたりの「筑紫大宰」も「筑紫大宰率(帥)」の意味と考えられる。42の筑紫大宰栗隈王は、40の栗隈王、38の栗前王と同一人物であるから、「筑紫帥(率)」も同義となろう。天智朝の38、39、40に「大宰」が附かないのは、巻ごとの編纂担

当者が違うことによるのではなからうか。これらの「筑紫大宰」「筑紫率」は、記事から窺えるように、軍事指揮権と外交担当とを兼ねていたことは間違いない。

第二に、前節で触れたように続日本紀の「竺志総領」が日本書紀の「筑紫大宰」と同様に軍事指揮権を持っていたことは、少なくとも両者が職務の継承関係にあることを意味するが、日本書紀には「筑紫大宰」が頻繁に見られる一方で「筑紫総領」が全く見えないこと、逆に続日本紀には「筑紫総領」は見られるが「筑紫大宰」は全く見られないことは、「大宰」と「総領」とが単なる職務の継承関係ではなく、日本書紀の編纂の際に、「評」を「郡」に改めたのと同様の一括的な処理が行われて「竺志総領」が「筑紫大宰」「筑紫大宰率」に改められたこと、すなわち、日本書紀の「大宰」は続日本紀の「総領」と全くの同一実体であることを強く示唆する。もしも大宰とは別に総領が存在し、これが民政と外交機能（亀井説）ないし屯倉と国造・評制を担当（酒井説）するという重要な役割を果たしていたのだとすれば、なぜ祥瑞の献上（49、58、59）や仏教の宣布（84）といった案件を、総領ではなく大宰が担当するのか、しかも77に見えるように伊予では総領が祥瑞を扱っているのに筑紫ではなぜ大宰が担当するのか、更には、周防や伊予の総領は日本書紀に出てくるのに、なぜ筑紫総領は全く現れないのか、説明がつかないのではなからうか。

ただし、以上のように考えた場合、77に伊予総領、63に周芳総令所とあって、「伊予大宰」「周防大宰」と改められていないこと、その一方で

51に吉備大宰とあることの説明が求められることになる。77は一見、伊予総領が讃岐国を管轄していたかのように見えるが、これは讃吉国という領域を管轄していたというよりも、山田郡にある屋島城を管轄していた結果、その一方のお膝元である御城（三木）郡の祥瑞を扱ったというべきかも知れず^{*9}、63の鉄1万斤が35に見える長門城に備蓄する兵器に用いられる物とすれば、周芳総令所は長門国を管轄していたというよりは長門の城を管轄していた結果周防・長門を押さえていなければならなかったと考えることが出来る。

伊予・周芳は「総領」のままである一方で、吉備は「大宰」と潤色された理由は何だろうか。「大宰」が大宰令での大宰帥を遡らせた日本書紀での表記、つまり文飾であるとするれば、伊予・周防の総領については大宰令制下で大宰府が置かれなかったので、国司（国宰）とは別の広域担当のものであることを示すために原史料の表記を用いたと考えられる。一方、吉備の方は、ここだけが令制国の国名とは異なっていて国司（国宰）と異なることは明示できる点、および吉備を統括する官を42では「国守」と表記しているように、吉備の担当官の呼称についての処理法が不統一だった可能性を挙げておきたい。

なお、上述のように「周芳総令所」が鉄の送付先であることは、「総令」＝「総領」が、対外的緊張が緩み、かつ部曲が解放された天武朝末年の段階で、筑紫「大宰」と同様に、軍事物資担当官でもあったことを示している。総領については、数力国の国宰（後の国司）を統括した地方官とみる説と、国宰とは別系統の屯倉を管

*9 直木孝次郎前掲註2 論文 105～106頁。

*10 『大宰府市史 古代資料編』60頁（亀井輝一郎氏執筆）。

轄する田令（田領）と国造の支配地の双方を管轄するものとする説とがあり^{*10}、直木説を踏襲した亀井氏や最近の酒井芳司氏は、このうちの後者の流れにそっているが、吉備にも鬼ノ城が置かれているほか近江朝廷側から軍事上の観点から注目されているのであって（42）、吉備・周防・伊予、および文武4年に隼人の決罰を命じられた竺志総領（14）という4総領とともに、古代山城を拠点とした防衛ネットワークの結節点に置かれた、のちの令制国数カ国を管轄する総領とみるべきであり、この点からも総領の軍事的な権能を読み取ることが出来るように思う。

第三に、竺志総領（＝筑紫大宰）はあくまでも官（ポスト）名であることに注意しておく必要がある。というのは、続日本紀には官名としての竺志総領とともに、官司としての「大宰府」が見えており（5、10）、日本書紀にも「大宰府」は頻出するからである。しかし、続日本紀の2例は、同一の条の中に、同時期の呼称としか考えられない官名・官司名・地名等の表記を含んでいない。つまり、大宝令制の官司名を遡らせた可能性を否定できないのである。これまで述べてきたように、筑紫を統括するポストが「筑紫総領」であるとするならば、彼が指揮する官司は、63の周芳総令所を参考にして、「竺志総領所」と呼ばれていたと考えるのが最も素直であろう。その竺志総領所には、大貳（17）とともに「典」（83）が置かれていた。「筑紫史」は新撰姓氏録によれば左京と摂津に本貫を持つ渡来系氏族であり、総領以下が畿内から派遣されていることがわかる。彼は、（足かけ29年として）663年には竺志に赴任してきたわけであるが、663年は白村江の

敗戦の年であるので、これを承けて官制が整えられた可能性がでてくることになる。一方で、700年には筑紫総領の下に「大貳」が属しており（17）、字義から言えば「少貳」もいた可能性があるが、総領制が長官と次官とからなる可能性は、次節で触れるように、風土記に見える東国の総領が2人連記されていることから（87）、孝徳朝に遡る可能性がある。長官・次官だけがいて書記官がないのは不自然であること、一般的に四等官制成立以前には三等官制が採られていたらしいこと^{*11}からすれば、竺志総領所では、三等官制が採られていた可能性が大きい。すなわち、白村江の敗戦を竺志総領所官制の画期とするのは難しく、それ以前に遡る可能性も出てくるのである。なお、49によれば、677年の段階で、官司としての「大宰府」（竺志総領所）は「諸司」によって構成されていた。

3 風土記に見える総領

最後に竺志総領所の設置時期、すなわち筑紫総領の開始期について検討しておきたい。ここではまず風土記を見ておく。

87) 常陸国風土記

至難波長柄豊前大宮臨軒天皇（孝徳天皇）之世、遣高向臣・中臣幡織田連等、総領自坂已東之國。于時、我姫之道、分為八國。常陸國、居其一矣。……（行方郡）古老曰。難波長柄豊前大宮馭宇天皇（孝徳天皇）之世、癸丑年、茨城國造小乙下壬生連麿・那珂國造大建壬生直夫子等、請総領高向大夫・中臣幡織田大夫等、割茨城地八里・那珂地七里合七百余戸、別置郡家。……

※常陸国風土記の総領による他の立評記事は省

*11 東野治之「四等官制成立以前における我国の職官制度」（『長屋王家木簡の研究』塙書房、一九九六年。初出1971年）。

略する。

88) 播磨国風土記

広山里。旧名握村、土中上。所以名都可者、石竜比売命、立於泉里波多為社而射之。到此处、箭尽入地、唯出握許。故号都可村。以後、石川王為総領之時、改為広山里。

まず風土記には「総領」は見えるが、「大宰」は見えないことを確認しておく。その上で、87では「評」のことを「郡」と表記しており、それにも関わらず令制の官名にはない「総領」という官名で記述していることは、「総領」が同時期の呼称であったことを示しており、このことには異論がない。

ところで88に見える石川王は、679年に「吉備大宰」のまま薨去したことが51によって知られる。このことから、天武朝の吉備大宰（＝吉備総領）であった石川王が、播磨国の握村なる地名を広山里と変えた、すなわち天武朝の吉備総領は播磨国をも管轄下に置いていたとする説^{*12}がある一方で、直木孝次郎氏^{*13}や亀井輝一郎氏^{*14}のように、播磨総領から吉備総領に歴任したという考え方も出されている。この問題については、庚午年籍と庚寅年籍との間の20年間には、造籍が無いので、編里もなかったはずであり、だとすれば握村を広山里と改称したのは編里の時、すなわち庚午年籍作成の際（670年）になされたと考えべきだろう。石川王が9年間以上吉備大宰（実は総領）に在任し、その初めの頃に播磨国をも管轄していたと考えるよりは、播磨総領（管轄していたのが後の播磨国の領域だけとは限らない）から吉備大宰（実は総領）

へと遷任したと見るべきではなかろうか。天智朝末年の総領による里名変更が編里と密接に関連するとすれば、その職務は孝徳朝に派遣され、評を編成した東国の総領（87）の職務の延長にあると評価できる。

以上のような総領の記事を参照すれば、広域行政官としての「総領」は孝徳朝に初めて派遣されたものの延長にあると見ることが出来る。となると33より前、すなわち皇極朝以前の記事に見える「筑紫大宰」をも「竺志総領」を改竄したものと考える必要はないことになろう。可能性としては、推古朝以前におそらくは朝鮮半島情勢への対応策の一つとして臨時に置かれていた「筑紫将軍所」が、推古朝の来目皇子や当麻皇子らを派遣しての新羅征討計画のなかでやや充実していたところへ、その後の唐客の迎接等の経験（25～28）を踏まえて（中央からの派遣として）常置されたものと考えられる。時期的に考えれば、33以降は本来「竺志総領」であったとみたいが、これ以前に見える「筑紫大宰」が本来はどういう呼称であったか、不明である。竺志総領は、当然軍事的機能も引き継ぐ故に、667年には「筑紫都督府」とも表記された（36）。この表記は、百済の故地に置かれた「熊津都督府」に対応するものとして、当時、少なくとも対外的には実際に使用されたものと考えられる。軍事指揮権は先にも述べたように42、14にも引き続き見えており、78も象徴的である。これは筑紫だけのことではなく、白村江の敗戦後、古代山城の整備と並行して置かれたとおぼしい伊予・吉備・周芳の総領についても、軍事的な色合いが濃かつ

*12 たとえば岩本健寿「吉備三国の国名表記と大宝令」（『史観』161、2009年）。

*13 直木孝次郎註2論文110頁。

*14 亀井輝一郎「大宰府覚書（二）一吉備の総領と大宰一」（『福岡教育大学紀要』54、2005年）15頁。

ただろうことはいうまでもない。

ここで、筑紫総領・筑紫大宰といった時の「筑紫」の範囲について触れておきたい。筑紫には、①律令国郡制における筑前・筑後両国を合わせた地域、②筑紫（筑前・筑後）に肥（肥前・肥後）、豊（豊前・豊後）を加えた六国の範囲、③九州全域を指す呼称、の三つの用例が知られる^{*15}。しかし、史料上の個々の事例がどれにあたるかは、決め手を欠く場合も多い。34の「筑紫国」は対馬・壱岐と併称されていることから、①にあたるように見える^{*16}。35は大野城は筑前だが基肄城は肥前なので、ここの「筑紫国」は両国を含む行政範囲、すなわち②であるかに見えるが、実際には国境がまだ画定していないので、敢えて肥前を含め考える必要は無く、すなわち①の可能性もある。41からは筑紫大宰が対馬国司を管轄下に置いているらしいことが判明する。50は三縄断層のズレが地震の発生源であるから、①の意と解せる。これに対して62は③になろうが、筑紫大宰との関係は不明である。692年の84は大隅と阿多を、698、699の5、10は、基肄城（肥前）、鞠智城（肥後）、三野城（日向？）、稲積城（大隅？）を管轄している。従って、筑紫総領が西海道全体を管轄していたことが確かめられるのは、浄御原令制以降は確実であるが、それ以前は不明となる。ただし、29に見えるように、推古朝の「筑紫大宰」が肥後国の葦北津に来着した百濟僧の消息を朝廷に伝えているという記事が事実であれば（肥後という国名は持統朝以降であるから明らかに文飾があるが）、そうした機能が孝徳朝以降の笠志総領に引き継がれた可能性も十分

にあるだろう。

もちろん、博多湾頭での外交や軍事活動に際しては、宣化元年紀にみえるような官家の機能が必要で、これを通じて肥・豊のミヤケとのネットワークの成立が図られたことは十分にあり得よう^{*17}。ただ、これが7世紀に入ってからのどのように運用されていたかは明証を欠いている。

4 文武4年10月人事の謎

最後に更めて問題にしたいのは、文武4年10月15日付け人事異動の意義である。史料17を再度掲げよう。

直大壹石上朝臣麻呂を以て、筑紫総領と為す。
直広参小野朝臣毛野を大貳と為す。直広参波多朝臣牟後閑を周防総領と為す。直広参上毛野朝臣小足を吉備総領と為す。直広参百濟王遠宝を常陸守と為す。

石上麻呂が、この時の九州における行政の最高責任者というべきポストに任じられたことは、まず間違いないだろう。彼とは別に、彼よりも高い地位としての筑紫大宰というポストがあったとすれば、その任命記事や、大宝年間に入ってから的人事が全く見えないことが説明できないからである。しかし、彼は僅か5ヶ月後の大宝元年（701）3月21日（大宝令の施行日）には、中納言から大納言へと昇任し、同年7月21日の左大臣正二位多治比真人嶋の薨去に際して就第弔賻しているので、大宝元年には在京していたはずであり、また浄御原令制下にあつて既に中納言だったらしいので、文武4年10月に筑紫総領に任じられても、現地には赴任していないと

*15 『太宰府市史 古代資料編』（2003年）5頁（亀井輝一郎氏執筆）。

*16 『太宰府市史 古代資料編』35頁（亀井輝一郎氏執筆）。

*17 酒井芳司「那津官家修造記事の再検討」（『日本歴史』725、2008年）。

みるべきだろう。石上麻呂は、大宝2年(702)8月16日にはあらためて「大宰帥」とされているが、依然として大納言であり、やがて右大臣・左大臣と昇進しており、この間に大宰府に赴任した形跡は無い。この流れから見れば、文武4年の時点では、現地での最高責任者としての大貳が任命されなければならなかった筈である。

ところが、文武4年10月に総領等に任命された面々の、その後の足取りを記すと、以下のようになるのであり、少なくとも筑紫の総領と大貳、周防の総領は、赴任していないか、早々に中央に戻っていたことが判明し、吉備も当時の選限6年よりはるかに早く転任している。

筑紫総領直大壹(正四位上)石上朝臣麻呂……
上述

大貳直広参(正五位下)小野朝臣毛野
大宝2年(702)5月21日 従四位下で参議朝政を命じられる。
慶雲2年(705)11月3日 正四位上で中務卿に任じられる。

周防総領直広参(正五位下)波多朝臣牟後閑
大宝元年6月11日 正五位上で造薬師寺司に任じられ、以降見えず。なお、周防国司としては、次に見えるのは慶雲3年7月28日に現任の守であった従七位下引田朝臣秋庭であり、また長門守として大宝2年正月17日に従四位上の大神高市麻呂が任じられている。

吉備総領直広参(正五位下)上毛野朝臣小足
大宝3年7月5日には正五位上上毛野朝臣男足は下総守に任じられ、代わりに正五位下猪名石前が備前守に任じられている。男足(小足)は、和銅元年(708)3月13日、従四位下で陸奥守に任じられ、和銅2年4月16日に死去している。なお、備中・備後に関し

ては、大宝・慶雲年間の国司任命者は知られていない。

常陸守直広参(正五位下)百濟王遠宝

和銅6年4月23日 正五位上から従四位下に叙され、天平6年3月11日に散位従四位下で死去するまで履歴は不明である。なお、大宝・慶雲年間の常陸守任命者はよく知られていない。

このように、文武4年10月の時点での筑紫・周防・吉備の総領や大貳の任命は、かなり形式的であり、また実際任期も短かったことが指摘できる。そもそも続日本紀文武4年(700)3月15日条には「諸王臣に詔して令文を讀習せしむ」とあり、また6月17日条には「律令を撰定す」ということで、刑部親王や藤原不比等以下に「禄を賜ふこと各差有り」と記されているから、文武4年10月の時点では、翌年3月に大宝令が施行され、「総領」という官職名は消滅することが決まっていた筈であり、なぜ半年しか存在しないことが分かっている周防・吉備の総領を新たに任命したのか、これがよく分からない。

ここで留意しておきたいのは、694年9月の筑紫大宰率への三野王の任命(86)から、700年10月の筑紫総領への石上麻呂の任命までの期間はちょうど6年であり、これは大宝令制(慶雲3年(706)2月16日条「詔曰(中略)准令、諸長上官遷代、皆以六考為限」、及び淨御原令制(持統4年(690)4月14日条「詔曰。百官人及畿内人、有位者限六年、無位者限七年、以其上日選定九等。四等以上者、依考仕令以其善最功能・氏姓大小、量授冠位」)での長上官の選限に等しいことである。このことは、石上麻呂は三野王の後任であり、日本書紀に見える「筑紫大宰率」は、続日本紀の「筑紫総領」と同一実体を指すというこれまでに述べてきた解釈を裏付けるよ

うにもとれる。浄御原令制における筑紫総領の任期(選限)は、「大宰・国司皆遷任焉」とある以上、690年の浄御原令施行をもって始まったはずだが、この時の筑紫総領河内王は689年に任命されていた。彼の選限をいつからとするかは問題だが、結果的には彼が694年4月以前に現任のまま死去したので、ただちに三野王が任命されているのであり、その6年後に石上麻呂が任じられたという説明ができるわけである。

ただ、この解釈は、筑紫総領の人事の説明にはなっても、周防・吉備の総領に関しては、確率的にかなり低い想定とせざるを得ない。むしろかなり意図的に、3総領の人事を700年に揃えた可能性の方を考えるべきかも知れない。

問題は更に、石上麻呂が筑紫総領に在任したのであれば、続日本紀大宝元年(701)3月21日条に「対馬嶋金を貢ず。建元して大宝元年と為す。始めて新令に依り、官名位号を改制す」と見えるように、大宝令の施行に伴って彼のポストは自動的に大宰帥と改称されて然るべきではないか、という点にもある。この点は筑紫大宰=筑紫総領と考える私見にとっては難点になり、大宝2年の石上麻呂の大宰帥任命こそが三野王の後任人事であるか(その場合、三野王の在任期間は8年となる)、あるいは三野王と石上麻呂との間に一人入ると見るべきで、筑紫総領は大宝令の施行に伴い廃止されたとみることになる。ただ、この解釈にも難点がある。そもそも、筑紫大宰と記されている三野王にせよ、その前任の河内王にせよ、その帯位は令制での従五位下相当であり、一方で総領石上麻呂の帯位は正四位上相当

と格段に高い。もし筑紫に大宰と総領とが並行して置かれており、その総領の最後の任官者として石上麻呂を据えたのであれば、彼の帯位に相応しい筑紫総領の任命記事なり、活動なりが、日本書紀に少しは見えていなければならないのではなかろうか。令制での帥は従三位相当であることを考慮すれば、周防・吉備の総領や常陸守が正五位下相当であるのに対し正四位上相当の石上麻呂の任命を境に、西海道の筆頭行政官の位置づけが格段に上げられた、つまりは令制の大宰府に近づいたとみるべきかと思うが、もしも筑紫大宰と筑紫総領とが並行して置かれていたとすると、従五位下相当の筑紫大宰と正四位上相当の筑紫総領とが文武4年後半には併存していたことになり、半年後の大宝令の施行に伴って筑紫総領は消え、それまで従五位下相当とされていた筑紫大宰が、官位令で従三位相当に位置づけられるものの、続日本紀に在任者の影が全く見えないということになり、納得しがたいように思う。

総領は本来民政・外交を、大宰は軍事を担当していたとされる亀井氏は、文武4年時点での筑紫・周防・吉備での総領の任命を「総領の存続を意味するものではなく、新たな大宝令制下へのスムーズな移行消滅をはかるためのものと考えてのが順当であろう」とし^{*18}、また、大宝2年8月の石上麻呂の大宰帥任命は「総領から帥への横滑り人事といってよく、令制大宰(府)に総領が吸収されたとみなすことができる」とされているが^{*19}、なぜ文武4年の時点でかかる高官を一旦(大宰にではなく)総領に任じる措置が必要なの

*18 『大宰府市史 古代資料編』20頁(亀井輝一郎氏執筆)。

*19 同前103頁(亀井輝一郎氏執筆)。

か、その趣旨はわかりにくい。

確かに続日本紀の大宝元年（701）3月21日条には「対馬島貢金。建元為大宝元年。始依新令、改制官名位号」とあり（22）、大宝元年（701）6月8日条にも「勅。凡其庶務、一依新令。又国宰郡司、貯置大税、必須如法。如有闕怠、隨事科断。是日、遣使七道、宣告依新令為政、及給大租之状、并頒付新印様」とあるように、大宝元年のうちに官名が大宝令制に変えられたように見えるが、ただ、続日本紀では大宝元年6月の時点で「国宰郡司」と表記されていることは注目される。いうまでもなく、「郡司」は浄御原令制下のものではなく大宝令制での呼称であるが、「国宰」は大宝令制なら「国司」とあるべきところなのである。続日本紀大宝2年（702）10月14日条に「頒下律令于天下諸国」とあることをも参照すれば、総領については改称が遅れ、大宝2年8月の石上麻呂の大宰帥任命は、「横滑り」ではなく、この時に「筑紫総領」が「筑紫大宰」に改称されたことを示すものと解釈する余地があるのではなかろうか。

おわりに

以上、先学の業績に学びつつ、古典的な問題とも言える「大宰」と「総領」との関係について、両者を別のものとみなす現今の有力説に敢えて異を唱え、大化より後、大宝令より前の「筑紫大宰」は基本的にすべて「筑紫総領」を書き換えたものであり、総領の職掌は、民政・外交（筑紫に限る）、そして軍事といった多方面に及ぶものであって、「大宰」との分掌は考えがたいことを述べた。

忽卒の間にまとめてみたので、あるいは重要な論考・論点を見落としている恐れがある。諸賢のご斧正をお願いする次第である。

平城宮は和銅3年(710)から延暦3年(784)までの都である。平安時代初期に平城太上天皇の居所として一時機能を回復する時期もあるが、その後は近代に至るまでほぼ水田で、その場所さえ忘れ去られていた。平城宮跡が史蹟名勝天然記念物保存法による史蹟に指定されたのは、大正11年(1922)10月である。その指定範囲は、現在の特別史跡平城宮跡の1/3程度で、その後の危機あるいは調査研究を経て追加指定されてきた。ここでは平城宮跡の保存と調査研究の歴史について概観し、成果の一端について若干触れてみたい。

1. 史跡指定前の調査研究

幕末の伊勢藤堂藩城和奉行所の役人、北浦定政(1817～1871)は、遺存する水田の地割りを測量し、一方で古図や古記録を参照して、嘉永5年(1852)に「平城宮大内裏跡坪割之図」を完成させた。外京がないなど、その後の研究で訂正される箇所はあるが、全体としては正確な条坊の復元図であり、平城京研究の幕開けを告げる画期的な業績であった。ここでは平城宮は一辺約1km四方の正方形に復元されている。

この研究をさらに進めたのが、奈良県技師と

して県下の古社寺の調査と保存修理に携わっていた関野貞(1867～1935)である。関野は「大黒の芝」と呼ばれていた土壇、およびその南の水田に散在する土壇が、大極殿と朝堂の跡であることに気づき、そうした成果を明治33年(1900)元日の奈良新聞に「古の奈良 平城宮大極殿遺址考」として発表した。さらに明治40年には『平城宮及大内裏考』(東京帝国大学紀要工科第3冊)を著している(図1)。関野の研究は、喜田貞吉(1871～1939)との論争を経て修正された部分もあるが、平城京に外京を復元し、また平城宮内部の構造に踏み込んだ本格的な復元研究であった。

一方、関野の新聞記事によって地元でもその顕彰の意識が高まってきた。その一人が奈良出身で神戸の貿易商であった溝辺文四郎(1854～1919)である。一方、奈良の植木商、棚田嘉十郎(1860～1921)は、王室尊崇の思いから平城宮跡の保存を決意し、私財を投じて啓蒙活動を始めた。明治34年に溝辺と面会して資金面での支援を受け、奈良県のみならず東京の要人に保存を働きかけた。明治37年の日露戦争勃発により活動は中止せざるを得なくなるが、39年には平城宮址保存会が発足し、同43年には平城奠



箱崎 和久 (はこぎき かずひさ)

奈良文化財研究所 都城発掘調査部長 兼 遺構研究室長

信州大学工学部社会開発工学科卒業 横浜国立大学大学院計画建設学専攻修了。

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部研究員、同飛鳥藤原宮跡発掘調査部研究員、

奈良文化財研究所都城発掘調査部主任研究員、同部遺構研究室長を経て現職。

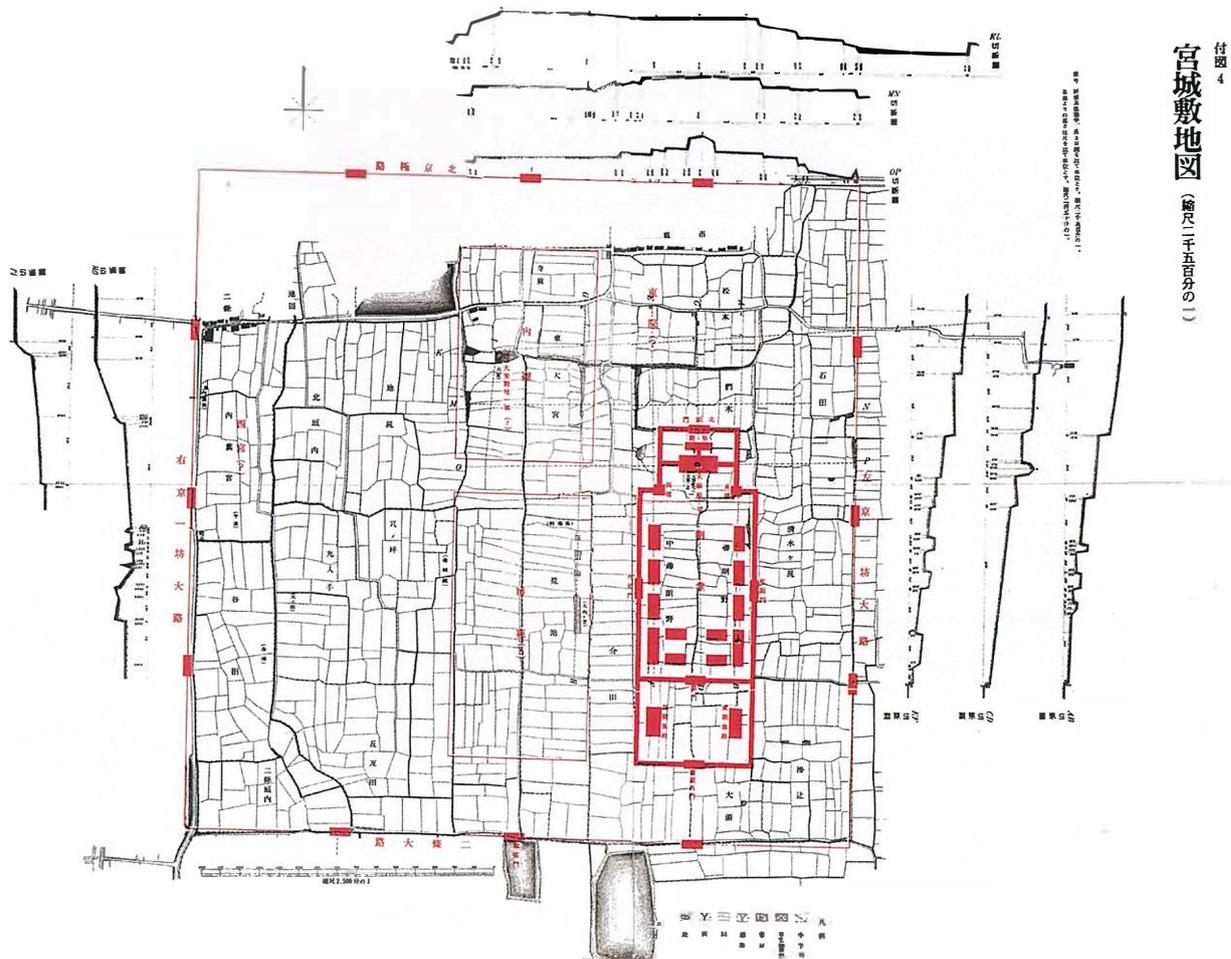
専門は日本建築史。平城宮跡・藤原宮跡をはじめ、興福寺・薬師寺・東大寺・吉備池廃寺などの寺院跡の発掘調査に参加するかたわら、近世・近代の寺院や民家の建築調査をおこなう。また発掘調査成果から古代の建物の復元をおこなってきた。

主要な著作

『埋もれた中近世の住まい』(共編著)同成社、2001

『奇偉莊嚴の白鳳寺院 山田寺』「遺跡を学ぶ」87号、新泉社、2011

『近世の学校建築』「日本の美術」538号、2012 など。



付図4
宮城敷地図
(縮尺二千五百分の一)

図1 関野貞による平城宮敷地図 (出典：関野貞『日本の建築と芸術 下』岩波書店、1999年)

都一千二百年祭がおこなわれた。大正2年(1913)には、徳川頼倫侯爵を会長に迎えて東京に奈良大極殿趾保存会が設立され、寄付金を募って4年には大極殿と朝堂院の土壇の買収をおこなった。この頃、棚田は疲労から失明状態となっていたが、そんな棚田に宗教団体が接近し、匿名寄附を申し出ている。棚田と宗教団体の代表は大正6年1月に上京して徳川侯爵に面会し、寄附行為は承認された。これによって土地の買収は進んだが、買収地の登記名義がこの団体の代表者名になっていることなどに疑問を抱いた棚田は、再三にわたり抗議をおこなったが受け入れられず、保存会および会長に申し開きができないと嘆い

て大正10年8月に自刀した。

一方、大正8・9年には買収した朝堂院・朝集院を囲む石積みの堀をめぐる保存工事が宗教団体の施工でおこなわれたが、同9年に成立した史蹟名勝天然記念物保存法により内務省から現状を毀損しないよう注意を受けた。大正10年4月、宗教団体は工事の辞退と土地の保存会への寄附を申し出、保存会はこれを受け入れて同年10月には所有権移転の登記を完了した。大正11年6月、保存会は管理するすべての土地を内務省に寄附し、同年10月、47haあまりが史蹟に指定されたのである(図2)。保存会は、翌年5月、朝集院南方に平城宮趾保存記念碑を建立

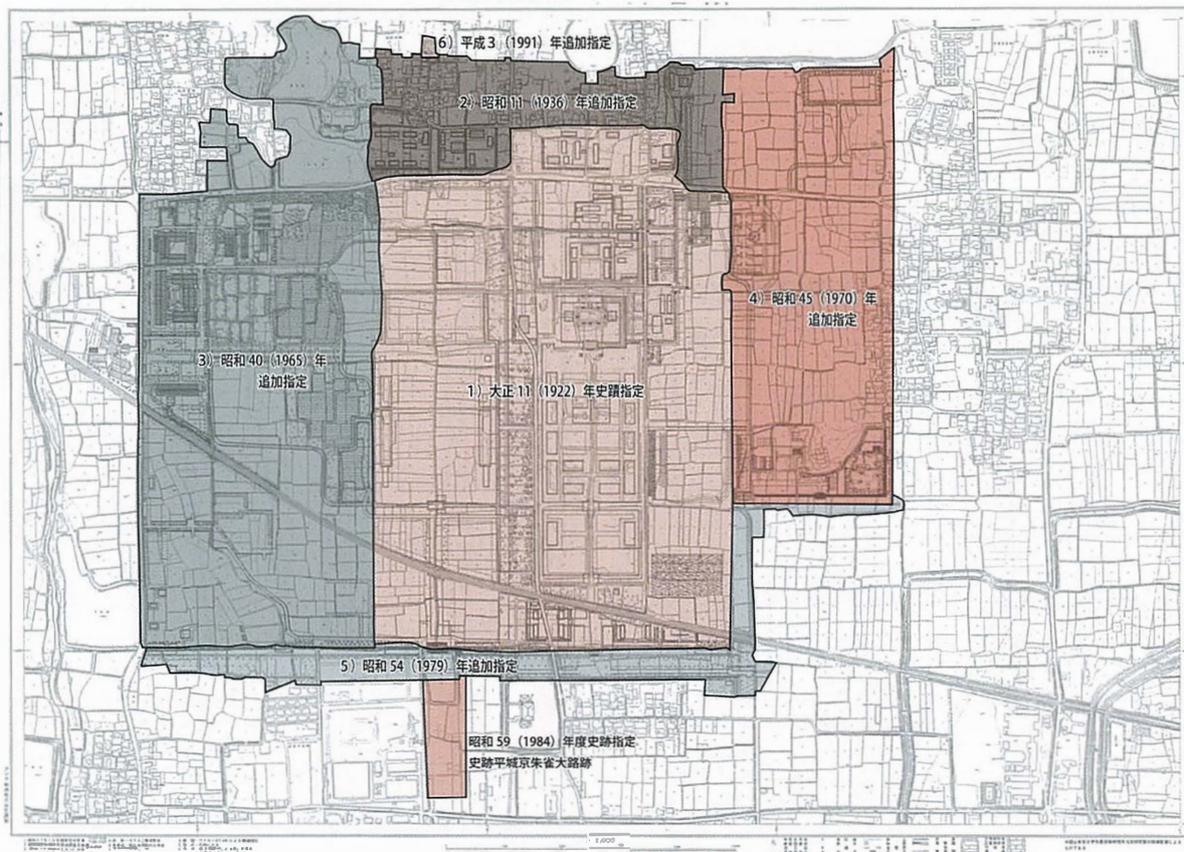


図2 平城宮跡の史跡指定経過（出典：『平城宮跡整備報告書』奈良文化財研究所、2016年。）

して解散した。なお、現在も指定地内を走る私鉄電車は大正3年に開通しており、平城宮跡の保存に先行していた。

2. 開発・調査と追加指定

内務省は指定地内のさらなる国有地化を図り、大正2・3年には内務省の交付金で道路を敷設し排水の溝を掘るなどの保存工事を施したが、その工事の過程で凝灰岩の石列が出土するなどしたため、考古学者、上田三平による発掘調査がおこなわれた。現在の第二次大極殿の周囲を発掘し、回廊基壇の凝灰岩製雨落溝や礎石などを発見した。それまでの調査・研究は、地上に残る土壇や畦畔などによっておこなわれてきたが、往時の様相を知るには、地下の発掘がきわめて

重要であることが、この調査によって判明した。この発掘調査は、こうした点で、単に平城宮跡の調査・研究にとつてだけでなく、日本の考古学史上においても歴史的な調査と位置づけられる。

昭和3年（1928）および7年には、現在の内裏の北東にて、奈良県技師、岸熊吉による南北石組溝の発掘調査がおこなわれ、さらに指定地の北方にも遺構が展開することが判明した。これにより昭和11年には従来の指定地の北方約10haが追加指定されることとなった。その後は調査の進展はなく、昭和25年制定の文化財保護法により、それまで指定を受けてきた約57haが同27年に特別史跡となった。

昭和28年11月、指定地北部にある東西道路の道路拡幅工事中に、奈良県教育委員会によって



図3 平城宮跡の現況（2018年頃）（出典：Google Earthより）

掘立柱の遺構が発見された。翌年1月には、文化財保護委員会が平城宮跡発掘調査会を組織し、科学研究費の交付を受けて国営の発掘調査をおこなった。昭和27年に発足した奈良文化財研究所（同29年に奈良国立文化財研究所と改称、平成13年（2001）年に独立行政法人化により奈良文化財研究所、以下、いずれも奈文研と略す）もこれに加わっている。内裏外郭の北面回廊に当たる部分の調査で、2時期の掘立柱遺構と、1時期の礎石建物の3時期の遺構が重複している様相をつかんだ。昭和30年には、奈文研が科学研究費を得て第二次大極殿院東南部の発掘調査をおこなった。以後、飛鳥地域の調査のため大規模発掘は一時中断するものの、昭和34年から現在まで奈文研が継続的に平城宮跡の調査をおこなってきた。

昭和37年、宮跡西南部の未指定地に鉄道検車

区の建設計画がもちあがった。これに対して関係学会をはじめ、一般市民からも遺跡保存の声が上がり、国会での審議を経て昭和38年に宮城の全域買い上げが決定し、同40年に約45haが追加指定を受けた（図2）。

ところで、この時点での宮域は北浦定政以来の定説に基づいており、発掘調査で確認できていたわけではなかった。このため、平城宮の四至や宮城門を確認する発掘調査がこの頃進められた。鉄道検車区の問題から西南部の確認が先行していたが、その矢先の昭和40年には、平城宮の東辺沿い、すなわち平城京の条坊で言うと東一坊大路の位置に国道バイパスの建設が計画された。昭和39・40年の東面北門および中門の推定位置の調査では、門の遺構は検出できず、遺構が東方に続くことを確認した。さらに昭和40・41年の東面南門推定地の調査では、南北棟

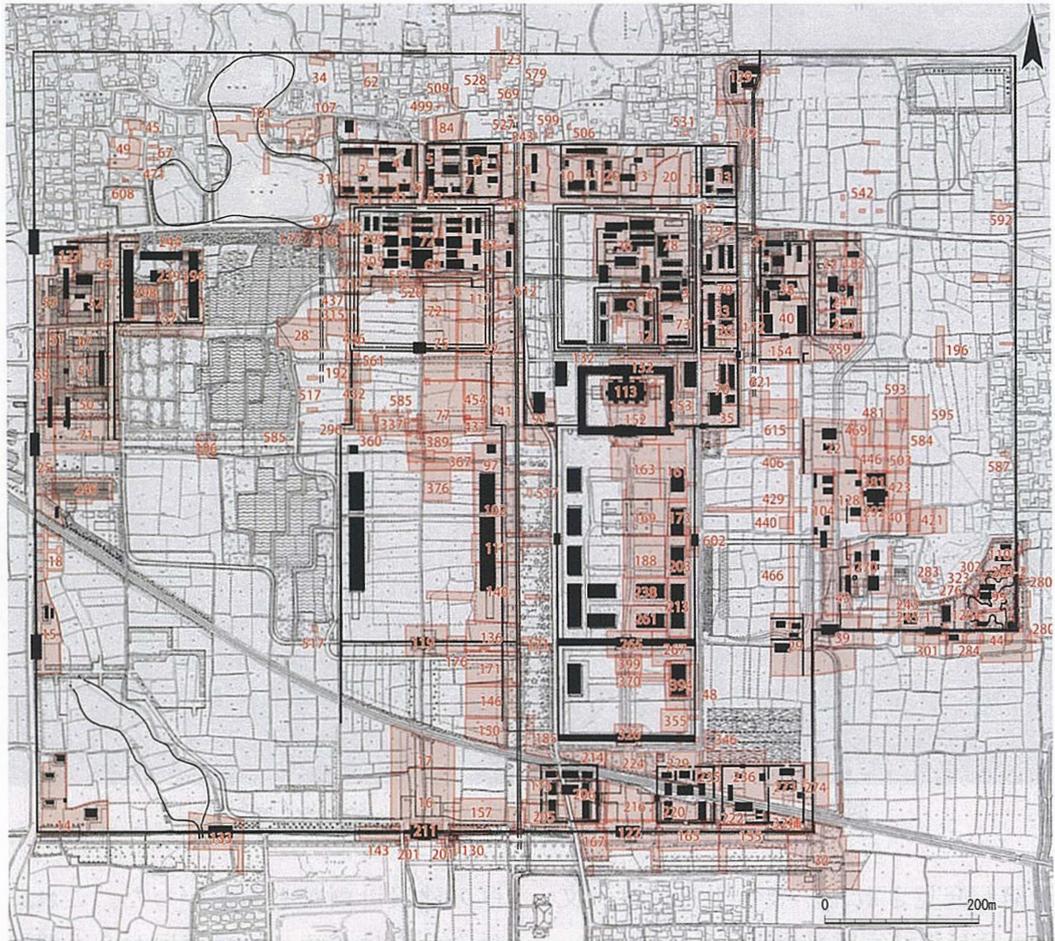


図4 発掘調査位置図 (出典：奈良文化財研究所作成)

の門が予想されたところに東西棟の門の基壇を検出し、平城宮の東辺が東に張り出すことが決定的となった。東院の発見である。昭和42・43年の調査で張り出し部の東南隅を庭園遺構とともに発見し、約250m張り出すことが判明した。再び全国的な保存運動と国会での審議により、昭和43年に国道バイパスの計画は変更され、同45年に約22haが追加指定を受けた(図2)。

その後は、昭和54年に宮跡の南辺部約7haが追加指定を受け、さらに平成3年(1991)には宮の北面大垣を発掘調査で確認した土地約661㎡が追加指定を受けた(図2)。現状では約131haが特別史跡に指定されている。なお、昭和59年には平城京朱雀大路跡が史跡の指定を受

けており、現在は平城宮跡と一体となった整備が進められている(図3)。

3. 発掘調査の成果と意義

昭和34年(1959)以来、奈文研が継続しておこなっている発掘調査により、平城宮の面積(大垣心距離)123.6haに対し、発掘調査の延べ面積の割合は令和2年(2020)時点で約37.8%である(図4)。調査成果は関係分野の多岐に及ぶが、一言で言えば、古代都城中心部の構造や変遷が具体的に明らかになった点が最も大きいだろう。

宮殿中枢部としては、第一次大極殿とそれを囲む大極殿院の発見が特筆される。関野貞以

来、大極殿や朝堂院と呼ばれてきたのは、平城京のメインストリートである朱雀大路から東に約250mの東一坊坊間路の北端に開く壬生門の北に位置している。奈良時代後半に大極殿と朝堂院が機能し、その基壇がそのまま現代まで土壇として残されたために地上から確認できたものだが、朱雀大路の北端に開く朱雀門の北方は、関野貞が平安宮の豊楽殿相当施設として『続日本紀』に現れる「南苑」を充てていたにすぎなかった。昭和45・46年の発掘調査で、無数の掘立柱遺構を検出したが、これは奈良時代後半の孝謙天皇の西宮の遺構と考えられ、それらよりも古い凝灰岩粉を含む幅1.5m前後の溝が出入をもちながら連続する遺構を発見した。東辺は削平されて確認できなかったが、西辺を平成10年(1998)に確認し、東西約53m(181尺)、南北約29m(98尺)の基壇地覆石の据付・抜取の痕跡であることが判明した。出入は階段の痕跡と考えられ、溝心と建物の柱心がそろうと考え、建物は桁行9間、梁行4間に復元できる。『続日本紀』天平15年(743)12月には平城宮の大極殿と回廊を恭仁宮に移す記事があり、恭仁宮大極殿跡の発掘調査成果は平城宮跡の成果と整合する。こうして奈良時代前半には大極殿が朱雀門の北方にあったことが明らかになったのである。これを第一次大極殿と呼ぶ。

大極殿は奈良時代前半の第一次大極殿から、奈良時代後半の第二次大極殿に位置を移したと考えられた。これに伴って、その南にある朝堂院や、その北にある内裏も、同様に位置を移したと想定されたこともあった。しかしやはり発掘調査の成果により、内裏は奈良時代を通じて第二次大極殿の北方にあったことが判明した。ただし6期の変遷があり、およそ天皇の代替わりごとに改修を重ねていたことも明らかになった。また、

第二次大極殿と朝堂は、これも発掘調査の結果、土壇をもつ礎石建物の下層に、ほぼ同規模の掘立柱建物の遺構があることが判明した。すなわち大極殿は奈良時代前半と後半でその位置を変えるものの、朝堂院は奈良時代を通じて2地区に併存することが明らかになったのである。このため、朱雀門の北方に建つ朝堂院を中央区朝堂院、壬生門の北方にある朝堂院を東区朝堂院と呼ぶのが一般的になっている。

このように、奈良時代を通じて中枢区画が2つ併存する点で平安宮と類似する構造であることが明らかとなったが、同時にそれ以前の前期難波宮や藤原宮等とは相違する構造であることが判明した。とりわけ東西177m、南北318mの第一次大極殿院は、大極殿の前面に磚を積んだ高さ2mほどの擁壁を備え、その南に広大な前庭をもつ、日本都城史上、他例のない形態となる。こうした空間を設けたために役所用地が不足し、平城宮南面における朱雀門の中心性を確保しながら、東院を設けたと理解されている。

役所空間の実態は発掘調査が及んでいないところが多く、まだまだ十分でない。発掘調査で検出した役所も、奈良時代前半の様相は明確でない点も多く(図5)、奈良時代後半で名称が判明・あるいは推定できる役所も図6ほどしかない。これらは平安宮における位置の類似性や出土文字資料などから考えられたものである。

現在は、東院地区と東区朝堂院の東に位置する東方官衙地区で重点的に発掘調査を進めている。東院地区では重層的な掘立柱の遺構を確認し、遺構変遷が試考されている。

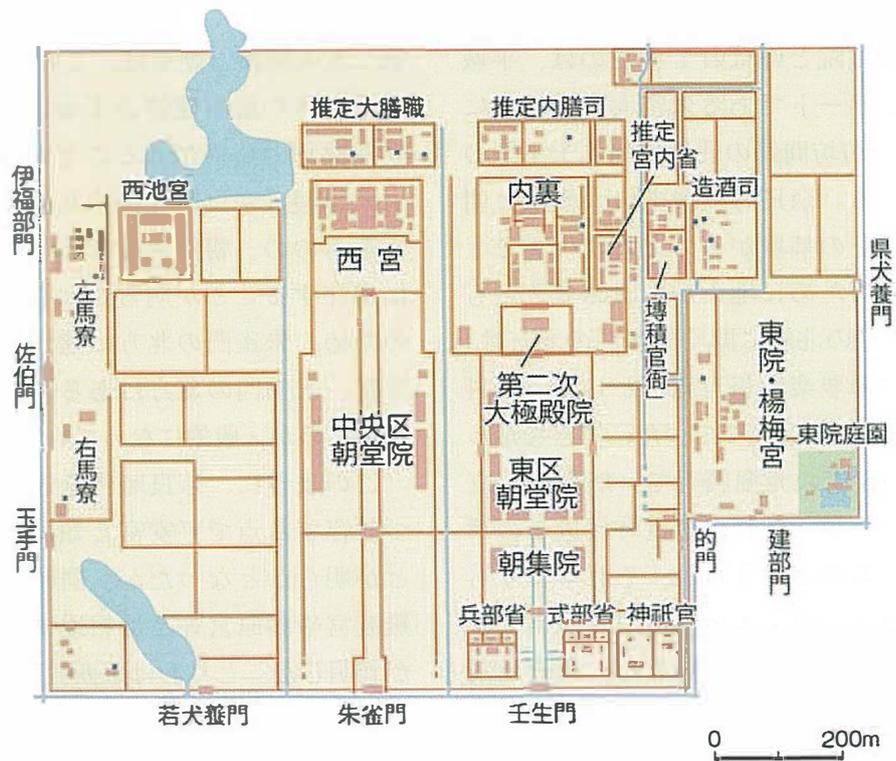


図5：奈良時代前半の平城宮

出典：渡辺晃宏 2020『日本古代国家建設の舞台 平城宮』シリーズ「遺跡を学ぶ」144号、新泉社

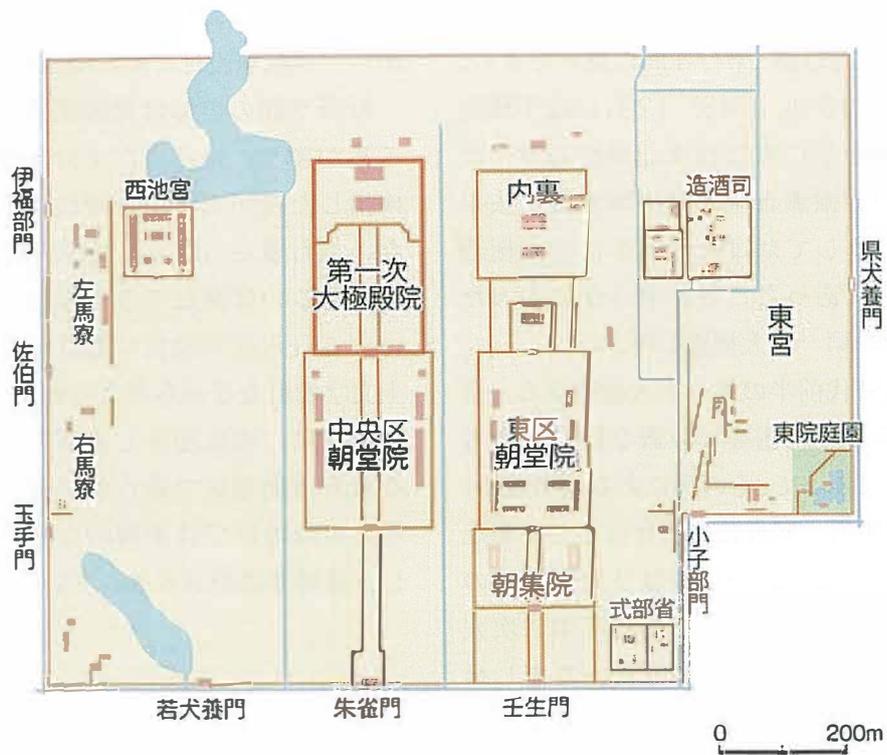


図6 奈良時代後半の平城宮

出典：渡辺晃宏 2020『日本古代国家建設の舞台 平城宮』シリーズ「遺跡を学ぶ」144号、新泉社

1 史跡指定にいたる経緯

古代に栄華を誇った大宰府政庁の存在は、12世紀前半以降は忘却されていたが、江戸時代になると貝原益軒『筑前国続風土記』、青柳種信『筑前国続風土記拾遺』、伊藤常足『太宰管内志』などの地誌に著された。その後、黒田藩が寛政5年（1793）に観世音寺、政庁跡、蔵司跡の礎石の巡検を行うとともに移動を禁じ、後期に至ると文化3年（1806）に『太宰府旧蹟全図』、文政3年（1820）には『観世音寺村之内旧跡礎現改之図』を作成して礎石位置の詳細な図面を残し、遺跡の保存が図られることとなった。そして時を経た大正8年（1919）の史跡名勝天然記念物保存法の制定を受け、同10年（1921）3月3日、大宰府跡と水城跡が同法に基づく最初の国史跡に指定された。

昭和30年代、高度成長期における開発推進の渦中で大宰府史跡の保存問題が大きな転機を迎える。昭和38年（1963）大宰府政庁跡と一体となって遺跡の景観を構成する大野城の南東麓において両遺跡を分断する大規模な宅地造成計画が持ち上がったことが直接的な契機となり、

大宰府政庁跡と大野城を繋ぐ一帯について、それまでの12haから120haへの広大な面積の指定拡張が計画された。これを受けた指定の反対運動は国会でも取り上げられたが、遺跡保存に対する理解と協力を得る手段としての発掘調査が昭和43年（1968）に地元住民の参加という形で実現した。この南門・中門の発掘調査の結果、当初の姿と考えられていた現在地表に見える礎石群が焼亡後に建て替えられた時期のものであるという重要な成果を得ると同時に、遺跡保護と地元住民の権利の共存に活路が見出されるにいたった。こうした経緯により、昭和45年に広大な面積の指定拡張が実現した。

2 大宰府の役割

万葉集に「遠の朝廷」と詠われた大宰府は、古代最大の地方官衙で、軍事や外交を掌るとともに西海道の行政の統括をおこなった。大宰府の官制・職制の完備は大宝令（大宝元年（701））を踏襲した養老令にみえる。大宰府（筑紫大宰）の現在地への設置時期は史料に記されていないが、持統3年（689）の飛鳥浄御原令の施行



吉村 靖徳（よしまら やすのり）

九州歴史資料館 文化財調査室長

別府大学文学部史学科卒業。

九州歴史資料館調査課、福岡県教育庁北九州教育事務所・福岡教育事務所、文化財保護課調査一係などを経て現職。

専門は日本考古学（古墳時代）。

主要な著作

「成立期の太宰府政庁に関する試論」『九州考古学』79、九州考古学会、2003

「大宰府と西海道」『古代の福岡』、海鳥社、2009

「大宰府の位置選定に至る経緯について」『地域の考古学』、佐田茂先生佐賀大学退任記念論文集刊行会、2009

『九州の古墳』、海鳥社、2015

「船原古墳とその被葬者像」『令和2年度国史跡船原古墳講演会』古賀市教育委員会、2020など。

と翌年の「大宰・国司皆選任」の記載による官制の整備が政庁跡のⅠ期新段階の遺構群に対応することから、この時期に移転・整備されたと考えられている。

軍事面では、天智2年(663)の白村江での敗戦を受けて、翌年、海边防備のために対馬・壱岐・筑紫国などに防人と烽火を置くが、養老職員令によれば大宰府に防人正、佑、令史が常駐していた。そして、天智3年(664)の水城に続いて同4年(665)には大野城と基肄城を築城し、博多湾側からの侵攻に備えた。一方、有明海側には上津土塁や筑後国府前身官衙を置き、この頃に築城されたとみられる鞠智城も含め、大宰府は対外からの脅威に備えた国家的な防御網の最前線としての任を掌った。

外交面では、『令義解』による大宰帥のおよそ28の職掌のなかに「蕃客・帰化・饗宴」がある。特に外国使節に対する「饗宴」は諸国にない大宰府唯一の職掌で、筑紫館・鴻臚館や大宰府客館が場を担った。また、大宰府の前身である筑紫大宰の初見としても知られる『日本書紀』推古17年(609)には、肥後国葦北津に百濟僧が来泊することを肥後国ではなく筑紫大宰が奏上しており、大宰府による外交事務や西海道統括の役割をこの時点まで溯らせる史料となる。

行政面では、ほかの五畿七道において諸国が行政的に独立していたことと異なり、西海道では大宰府が九国三嶋(824年以降は多瀬嶋(種子島・屋久島)が大隅国に編入されたため二嶋)を統括した。こうした役割を担った大宰府の官人規模は、「第9番目の省」とも称されるように中央の八省に匹敵する。諸国の守、介、掾、目の序列に相当する帥、式、監、典の四等官以下、大判事・小判事、大令史・少令史、大工・少工、博士、陰陽師、医師、防人正・防人佑・令史、主船、

史生など50人もの組織を擁し、運営には1,000人を超える官人が関わったといわれる。その官位も、大国・上国の守が五位であることに比べ、大宰帥は中納言にあたる従三位という高い位階であった。

3 大宰府の都市構造

(1) 条坊

大宰府は「人物殷繁にして天下の一都会なり」(『続日本紀』神護景雲3年(769))と謳われた。大宰府の都市プランは唐の長安城に源流をたどる北闕型で、地方官衙としては唯一条坊を敷設し、政庁から南に延びる朱雀大路(幅36m、平城京朱雀大路の約1/2)の東西に客館や、おそらくは市などを含む都市的空間が展開していた。その構造は90m四方の区画を単位とし、南北22条(約1.8km)、左郭12坊、右郭8坊(約2.0km)に復元され、幅5～8mの道路が縦横に走る(図2)。こうした条坊の成立時期については、Ⅱ期政庁の整備に先立つ7世紀代まで遡る可能性が指摘されている。

(2) 大宰府政庁

政庁跡の調査は昭和43年(1968)の第1次調査を嚆矢とし、これまでにⅠ期からⅢ期にわたる変遷が確認されている(図5)。Ⅰ期は7世紀後半から8世紀初頭で二つの段階がある(図6)。古段階には大型掘立柱建物2棟と柵が出現するが、これが官司としての筑紫大宰に相当するか否か評価が分かれる。新段階には東西棟の長舎もしくは南北棟の四面廂建物を中心建物とする、中枢官衙としての規則性と規模を供えた大型掘立柱建物群と区画溝で構成されるようになる。これらⅠ期新段階の遺構群は、筑紫大宰の中心的施設、つまりⅡ期政庁の前身官衙で、持統天皇3年(689)の飛鳥浄御原令の発布に

伴って造営されたものとみられ、直後の「監新城」の記事ともうまく合致する。

II期は朝堂院形式の配置を採り、瓦葺きの礎石建物群で構成される。南側から南門、中門、左右に縦列する各二棟の脇殿、正殿、後殿、北門が整然と配置され、中門から延びる回廊は脇殿を囲んで正殿にとりつく。南門・北門の両翼には、回廊にとりつく築地がそれぞれ延びる。規模は東西119.2m、南北120.75m。その造営時期は、政庁の区画が小尺100尺を基準として造営されていることから和銅6年(713)以降であり、また造平城京司長官であった多治比池守の大宰帥の任命(靈龜元年(715))記事と重ね合わせた710年代後半に充てられる。

II期の建物群は、天慶4年(941)の藤原純友の大宰府襲撃によって焼失した。廃絶時期は南門基壇下から焼土とともに出土した「安楽之寺」銘文字瓦(安楽寺=延喜5年(905)創建)がその根拠となる。その後、再建されたIII期政庁は、II期の配置と規模をほぼ踏襲する。建て替えられたIII期政庁は12世紀前半まで存続するが、この時期はすでに周辺官衙も廃絶している状況から、政庁の行政府としての実質的な機能は失われていたと思われる。

(3) 周辺官衙と諸司

I期段階には、政庁域における建物群の整備に対応するように、蔵司地区や広丸地区、政庁後背地区など、安定地盤となる丘陵部を中心に小規模に造作しつつ、官衙が一定の広がりをもって機能し始める。

II期段階の官衙域は、政庁を中心として、北を四王寺山裾、南を御笠川、東西はそれぞれ前面域の区画溝によって限られた範囲となる。四至については、当初、鏡山猛氏により政庁を中心とする方四町(一辺約109m)が想定されたが、

その後の調査成果から石松好雄氏が、東西8町、南北4町の前面に東西4町、南北2町ほどの突出部分を含む逆凸字形の府庁域を復元した。そして、近年明らかとなった一辺90mの条坊区画を踏まえた小田富士雄氏は、石松案で官人居住域とされた大楠地区を取り込みながらも一方で学校院地区を除外した東西6町、南北7町の範囲を想定した。ただこうした想定府庁域の範囲外には、例えば、従来、官人居住域と考えていた広丸地区や来木地区において、政庁I期新段階の官衙的な大型掘立柱建物や工房が確認されている状況もある。また、北辺については四王寺山から派生する丘陵と谷が入り組む地形であることを考慮すると、図上で直線的に区切ることには疑問も残る(図4)。

大宰府には8~9世紀代の史料により、学校院、政所、公文所、貢物所、貢上染物所、作紙所、修理器杖所、兵馬所、警固所、蕃客所、大帳司、税司、蔵司、匠司、薬司、主厨司、大野城司、防人司、主船司の19の司・所が存在したことが知られる。政庁を取り巻く建物群がこれらの官司に相当し、これまでに貢上染物所、大帳所、主厨司、匠司等の諸司の所在比定が行われている。なかでも不丁地区は、発掘調査によって規則的に配置された大型建物群と区画溝、出土遺物の概略が知れ、蔵司管下の諸所が展開していた。政庁の西に接する蔵司地区は「蔵司」の比定地で現在調査中であるが、配置された規則的な建物群は掘立柱建物と礎石建物の2時期に大別でき、それぞれ政庁I期・II期に対応する可能性が高いという所見が得られつつある。比較的建物配置が明らかなII期相当期の建物配置状況から推察する限り、西側の事務棟からなる政務空間と、段を違えた東側の倉庫群と広場などで構成されるコ字形の実務空間から構成され、

機能面の継続性がⅠ期相当期まで遡るようである。政庁以外で唯一柱座をもつ大型礎石建物の特異性については、南側に広がる蔵司管下の諸所と一体となった「筑紫大蔵」としての格を視覚的に強調した結果と解釈し得るが、この地区の性格を示す物的証拠に乏しいことから、結論を得るにはさらなる精査を行う必要がある。

このほか郭外の官衙に関しては、蕃客所の出先として鴻臚館跡が博多湾岸にあり、また主厨司管下津厨が海の中道遺跡に比定されるほか、斜ヶ浦窯跡の「警固」銘瓦の存在は供給先の警護所が比較的近傍に存してした可能性を高める。

ところで、筑前国衙については、『令義解』職員令に「大宰府帶す筑前国」とあり、組織上は大宰府と一体的な位置づけであった。遺構としての所在は定かではないが、政庁北西郭外の国分松本遺跡から「筑紫前国嶋評」木簡とともに、嶋評の戸籍・計帳に関わる木簡が出土していることから、筑紫大宰（政庁Ⅰ期段階）の筑前国の担当官司が付近に存在していた可能性が高い。

4 都と大宰府と西海道支配

律令国家の運営基盤となる税のうち租は地方財源となるが、諸国から中央に送られる庸調物は、西海道ではまず大宰府に集められ、官人の給与や管理費など大宰府の運営費として使われ残りを都に進上した。政庁Ⅰ期段階では、蔵司地区西側の谷から出土した「久須評」付札木簡の存在により、管内諸国からの調庸物の受納・管理にかかわる機能をもつ官司が近傍に存在したことは疑いない（図7）。また、政庁の後殿地区でⅠ期～Ⅱ期の土坑から出土した「多比（鯛）」「生鮑」が記された贅木簡の「筑紫前国」の記載から、筑紫が前後に分割された持統3年（689）から和銅年間頃、つまりⅠ期段階には、すでに

貢進システムが機能していたことが知れる。Ⅱ期段階では、天平6年（734）・同8年（736）の紀年銘木簡を共伴した不丁地区の溝から、「夜須郡」「糟屋郡」「怡土郡」などの筑前国内をはじめ、「三井郡」「合志郡」「大隅郡」「奄美嶋」「伊藍嶋」など西海道諸国からの調庸物が大宰府に集積されたことを示す木簡が出土する。これらの木簡は送り元の国名からではなく郡名から記され、西海道諸国が大宰府の管内であるという意識であった傍証となる。

一方、平城宮からは大宰府が都に送った木簡がいくつか確認されている（図9）。「筑前国怡土郡調綿壹伯屯」（養老7年（723））、「筑後国生葉郡煮塩年魚肆斗貳升」（靈龜3年（717））のほか、「筑紫大宰進上肥後国託麻郡…□子紫草」など筑紫大宰進上からはじまる木簡も6例ほど出土し、西海道諸国から送られた調庸物が大宰府で集積されたのち、荷札を差し替えてから平城京に送られた証しとなる。

大宰府による西海道の統括については、上記の貢進物のみならず、『続日本紀』文武2年（698）に「大宰府をして大野・基肆・鞠智の三城を繕治はしむ」の記載や、不丁地区から出土した班給にかかわる文書木簡の「為班給筑前筑後肥等国遣基肆城稻穀 大監正六位上田中朝…」から、肥前国・肥後国に含まれる山城の管理におよぶことが知れる。同様に諸国の軍団兵士が大宰府に上番していた可能性を示す木簡として、天平6年の「兵士合五十九人 筑前兵士卅一、筑後兵士廿三」がある。南島の統制については、大宰府から奄美大島や沖永良部島の調庸物の付札木簡が出土しているほか、平城宮跡から「多鶴嶋」の勤務評定に関わる木簡が出土しているため、こうした地域も律令制下に取り込まれていたことがわかる。また喜界島では、9世紀以降、

掘立柱建物群や、越州窯系青磁や朝鮮系無釉陶器ほかの外来系の土器が主体を占める遺物群から構成される城久遺跡群が出現する。長徳4年(998)年には、反乱を起こした南蛮人を追捕するための命が大宰府から貴駕嶋(喜界島)に出され(『日本紀略』)、城久遺跡が命を受領した公的機関との見解もある。

5 今後について

大宰府史跡は指定から100年、本格的な発掘調査から50年以上が経過した。発掘調査をおこなえば保存されている遺跡の情報が少なからず

現地から失われてしまう。その一方で、大宰府の発掘を今後も継続することは、史跡の評価を高めるための必要な手続きであると同時に、甦る古代都市・大宰府の姿を地域住民が目当たりによりすることによるアイデンティティの醸成と地域の活性化に繋がる。大宰府のアウトラインが明らかになった今、諸司の特定、官人居住域や市などの都市構造、大宰府外郭の範囲と形成過程など、この50年によって蓄積された成果と課題の再評価に基づいてテーマ性のある重点的な研究をベースとしつつ発掘調査を進めていく必要があるだろう。



図1 大宰府の位置

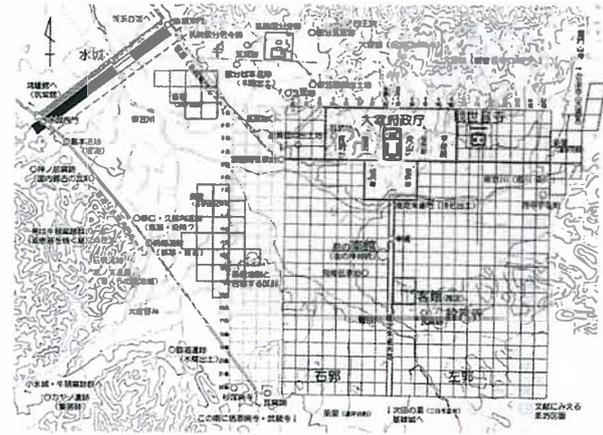


図2 大宰府条坊の復元図

(井上信正「古代都市大宰府」『大宰府と多賀城』2020)

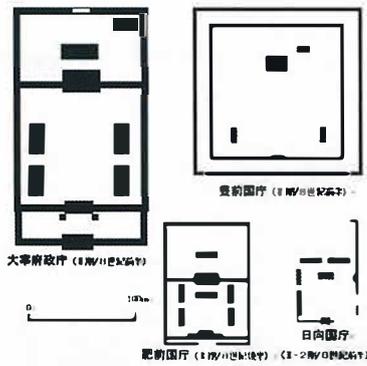


図3 大宰府政庁と西海道の国庁

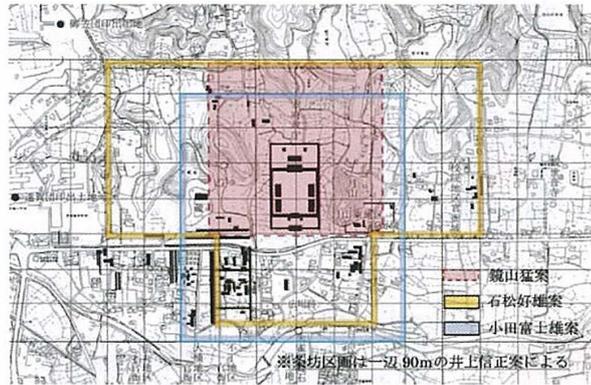


図4 府庁域の諸説 (各論文等により作成)

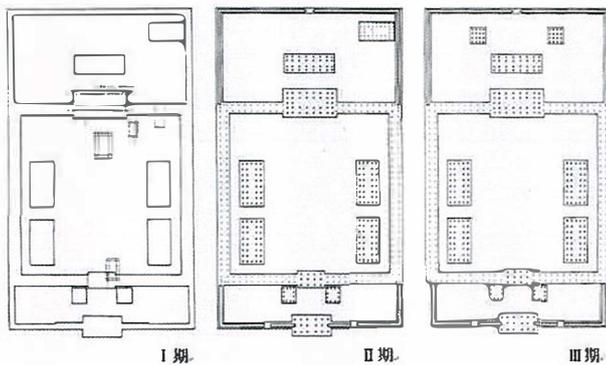


図5 大宰府政庁の変遷

(九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002)

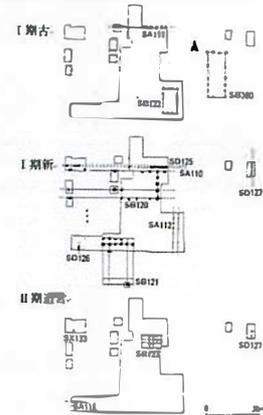


図6 I期遺構の変遷 (同左)

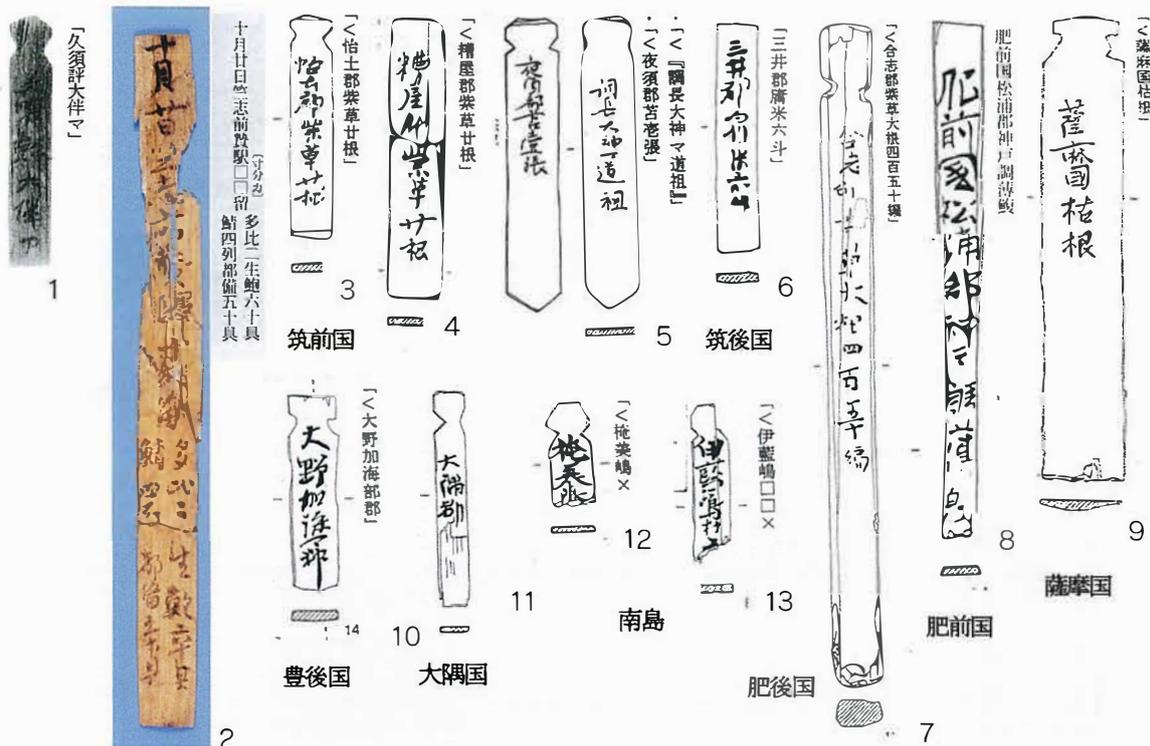


图7 宰府出土木簡

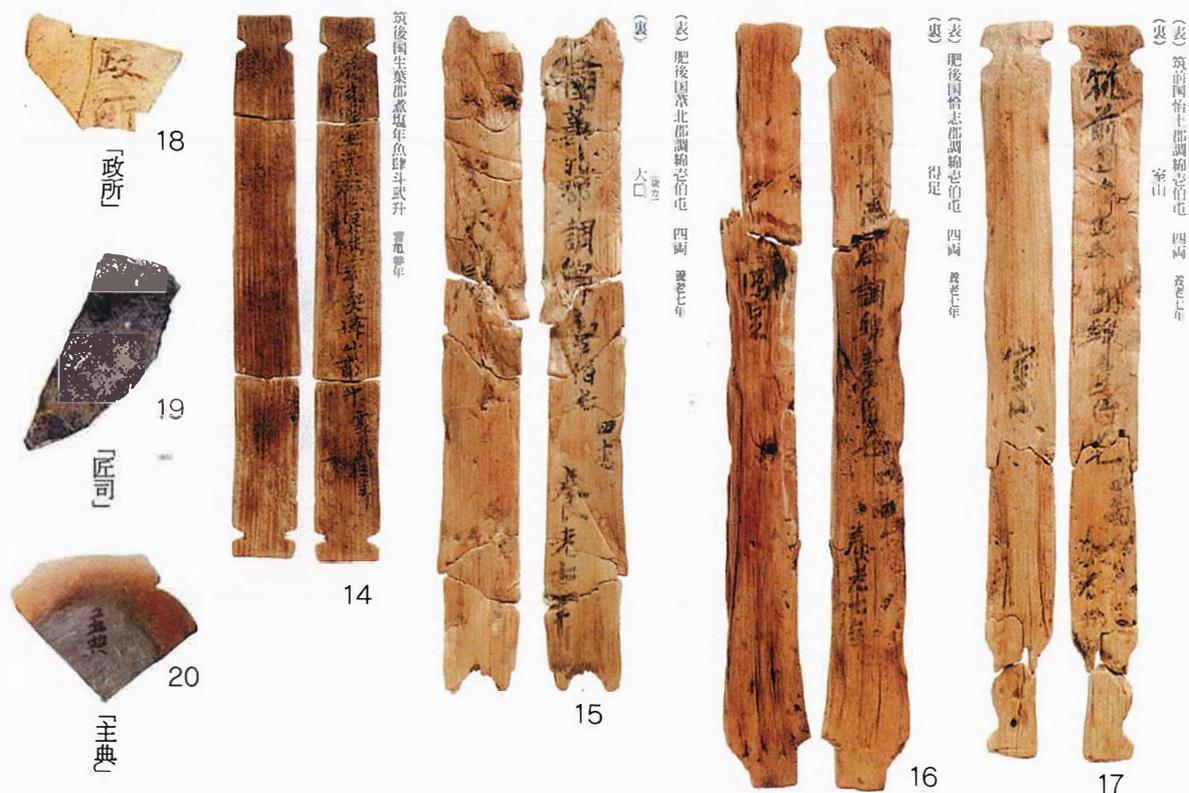


图8 宰府出土墨書土器

图9 平城宮出土木簡

はじめに

多賀城は、古代律令国家が東北地方の支配領域の拡大のため、蝦夷の居住地との境界に築いた城柵であり、奈良・平安時代の陸奥国の国府でもある。さらには陸奥・出羽両国を統括する按察使が常駐し、奈良時代には蝦夷に対する軍事政策を担当した鎮守府も置かれるなど、国家による東北経営の中核的な役割を果たした(図1)。

1 史跡指定前の調査研究状況

多賀城の遺跡に関する記録は、万治・寛文年間(1658～1673)に土の中から発見されたと伝わる「多賀城碑」の存在を手掛かりにして、仙台藩が延宝5年(1677)頃に作成した『仙台領古城書立之覚』が現存最古である。そこには現在の政庁跡の範囲を多賀城と認識し、大野朝臣東人の奥州国司館であると記されている。

仙台藩の国史編纂を命ぜられた佐久間洞巖は『奥羽観蹟聞老志』(享保4年(1719))で城壘や礎石の遺存や古瓦の存在を細かに記載している。

仙台藩が風土記編集のために領内の村や寺に提出させた『宮城郡陸方市川村風土記御用書出』(安永3年(1774))では、現在とらえている多賀城とほぼ同じ範囲を、本丸・二の丸・三の丸から成る複郭構造として認識していたことがわかる。

明治32年(1899)、大槻文彦は「陸奥多賀国府所在考」の中で、多賀城が内城と外城から成り、内城を特に「牙城」と呼び、要塞堅固な軍事的な砦と規定している。大槻文彦の一連の論考により、「多賀城は蝦夷を制圧するための軍事的な砦である」という多賀城像が定説化し、戦後、発掘調査が実施されるまで引き継がれることになる。

2 保護をめぐる動きと史跡指定

『仙台金石志』巻2によると、近世末、政庁正殿跡は「御座の間」と言い伝えられており、憚りがあるという理由から耕作の手が延びず削平を免れていた。

明治9年(1876)、明治天皇の東北巡幸をきつ



白崎 恵介 (しらさき けいすけ)

宮城県多賀城跡調査研究所 研究班 上席主任研究員(班長)

東北大学大学院工学研究科建築学専攻中退。

宮城県多賀城跡調査研究所、宮城県教育庁文化財保護課、文化庁文化財部記念物課、宮城県土木部都市計画課などを経て現職。

専門は日本建築史(主に古代建築の復元考察)。

主要な著作

「国特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用」『考古学ジャーナル』10月臨時増刊号、ニューサイエンス社、2018

「多賀城廃寺跡の調査と整備の歴史」『遺跡学研究』第15号、日本遺跡学会、2018

「多賀城創建1300年に向けた多賀城跡政庁南面地区の整備について」『宮城考古学』第22号、宮城県考古学会、2020

「松島湾地域の景観特性に関する研究」『日本建築学会東北支部研究報告集計画系(74)』、2011

「計画改定プロセスにみる「計画」の多様性と本質」『計画の意義と方法』奈良文化財研究所、2014

かけに、地元民が政庁跡中心部の畑地 524 坪を献納した。これが遺跡の「永世保存」の第一歩である。また、明治 31 年には上記 524 坪の土地に対して、地元民が私費をもって管理することを県に願い出て許可されている。その管理の内容としては、礎石が散逸することのないようすること、通路等を掃除することなどが挙げられている。

大正 8 年（1919）の史蹟名勝天然紀念物保存法施行による史蹟指定の動きを受け、同 10 年には内務省史蹟名勝天然紀念物調査会考査員の柴田常恵しばたじょうえらの踏査が行われ、大正 11（1922）年 10 月 12 日の内務省告示 270 号をもって多賀城跡および付属寺院である多賀城廃寺跡が史蹟「多賀城跡つた附寺跡」に指定された。この時、遺跡の主要なエリアがほぼ全域、史跡に指定されたため、その後の発掘調査、環境整備の展開がスムーズに行われることとなった（図 2）。

3 調査研究の開始

多賀城跡の本格的な発掘調査は、東北大学の伊東信雄教授を団長とする多賀城跡調査委員会により開始された。昭和 35（1960）年度に空中写真測量による地形図作成等の準備を行い、同 36・37 年度には、多賀城廃寺跡の発掘調査が行われ、本寺院が大宰府観世音寺と共通した伽藍配置を持つこと、また、多賀城と同時期に建立された付属寺院として長く存続したことが分かった。続く昭和 38～40 年度に当時「内城」とよばれていた政庁跡の発掘調査が実施され、政庁の建物配置が朝堂院式をとることから、単なる軍事施設ではなく官衙的側面の強い施設であると認識されるようになった。この 6 年間にわたる発掘調査の成果を受けて昭和 41（1966）年 4 月 11 日に多賀城跡附寺跡は特別史跡に指定され

た。その後、数回の追加指定を経て（図 2）、指定面積は現在約 107 ヘクタールに及ぶ。

特別史跡への昇格を記念して当時の多賀城町は「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備委員会」を設置し、昭和 41～43 年度に町主体で多賀城廃寺跡の整備工事および補足調査を行った。

多賀城廃寺跡の事業が一段落すると、多賀城町長から、この広大な遺跡の調査や環境整備を町単独で実施していくことは困難であるため、今後の事業は宮城県で実施してほしい旨の申し入れがあり、これと前後して文化庁からも宮城県知事へ同様の要望がなされたことから、宮城県は昭和 44 年（1969）、特別史跡多賀城跡附寺跡の発掘調査と環境整備の事業実施の専従機関として「宮城県多賀城跡調査研究所」を設立し、現在まで 51 年間、発掘調査と環境整備を計画的、継続的に実施してきている。

4 発掘調査の成果

（1）多賀城の構成と変遷

多賀城は仙台平野を南西に望む丘陵の端部に、一部沖積地を取り込んで一辺約 900 メートルの不整形の範囲を築地塀や材木塀によって区画し、その中央の丘陵部には約 100m 四方を築地塀で区画した政庁を、政庁の周囲には実務を担う官衙域を配する、いわゆる二重郭の構造をとり、さらに南面の城下には方格地割の町並みが展開していたことが判明している（図 3）。

多賀城の年代については、政庁の造成整地過程、建築立柱技法、瓦の編年、文献史料との整合性などを総合的に検討し、第 I 期から第 IV 期まで 4 時期の変遷をとらえており（図 4）、政庁以外の官衙域もこの変遷でとらえることができる。また、城下の町並みでは 8 世紀末から 10 世紀後半まで大きく 3 時期（方格地割 I～III 期）の変

遷が想定されている。

(2) 政庁の構成 (図3)

政庁の建物構成は、神亀元年(724)創建の第Ⅰ期の姿が基本形であり、中心に正殿、その前面に広場空間を確保して、東西に脇殿が置かれ、南の正面には南門が開く。これが政庁の基本的な構成であり、創建期の建物はいずれも掘立柱建物である。

天平宝字6年(762)の藤原朝^{あさかり}鑑による修造が行われた第Ⅱ期には、建物はすべて礎石式に改修され、第Ⅰ期の基本的な建物構成に東西楼、後殿が加わり、南門脇の翼廊のほか、四至の築地塀に東殿、西殿、北殿がとりつく。また正殿前の広場は石敷きとなり、各時期を通して最も荘厳な姿となる。この時期の政庁は宝亀11年(780)の伊治公^{これはりのきみあざまろ}皆麻呂の反乱により焼失する。

焼失後の第Ⅲ期には掘立柱建物による暫定的な復興を経て、礎石を用いた本格的な復興がなされるが、政庁の構成はほとんど変わらない。貞観11年(869)の陸奥国大地震により被災する。

被災後の第Ⅳ期には、後殿と北殿および築地塀の建て替えが行われたが、主要な建物については大規模な屋根瓦の葺き替えが行われたとみられるものの、建物を建て替えた痕跡は確認されていない。しばらくして政庁の北側に北方建物と呼んでいる一角が増設される。第Ⅳ期の終末は出土遺物の年代から11世紀の中頃とみている。

(3) 実務官衙域

政庁周囲の平坦面で、数棟の掘立柱建物や井戸、工房、竪穴住居などで構成される実務官衙域を、これまで城内の6地区でとらえている(図3、5)。これら全体を概観すると、第Ⅰ期には政庁南面の^{じょうまえ}城前地区にしか官衙は見られないが、第Ⅱ期になると城前地区のほか、政庁東方の丘

陵上に位置する^{さつかん}作貫地区や、東門を入ったところに位置する^{おおはた}大畑地区で、長大な建物と小規模な建物数棟で構成される建物群がみられるようになる。

第Ⅲ期になると官衙の様相が一変し、すでに官衙が置かれていた城前、作貫、大畑地区では建物数が爆発的に急増する。また、新たに政庁北方の^{ろくがづか}六月坂地区や、西門を入れてすぐの位置にある^{ごまんざき}五万崎地区でも東西道路沿いに建物群が展開する。特に六月坂地区では、道路の南側に数棟の掘立柱建物群とともに、政庁以外では見られない四面廂付建物が2棟並んで建てられており、格式の高い官衙であったと推定される。

第Ⅳ期には城前地区、作貫地区では建物が激減する。一方、大畑地区では継続的にエリア全体に建物が数多く建てられる。特に東西道路の北側には一時的に竪穴住居が数多く建てられる。六月坂地区ではそれまでの四面廂付建物に替わり、礎石式の倉庫が建てられる。また、五万崎地区ではそれまで空閑地であった道路の南側で、計画的に配置された数棟の掘立柱建物とともに、井戸や、鉄の鍛錬^{かなほり}炉や銅の精錬炉がつくられる。

政庁西方の金堀地区では掘立柱建物や塀、竪穴住居などが発見されているが、部分的な調査のため官衙の様相はつかめていない。土坑から国内初となった漆紙文書(計帳様文書)が出土したほか、トイレ遺構も確認されている。

(4) 外郭の門と区画施設

東北地方の城柵をもっとも明確に特徴づける要素は、城域を大きく囲む外郭区画施設である。多賀城の場合は、築地塀を基本とし、東辺南部や西辺の低湿地の部分は材木を立て並べた材木塀で全体を囲み、南辺の中央に南門、東辺の北部に東門、西辺南部に西門が開く。北門は発見されていない。時期により外郭線や門はその位

置を移動している（図6）。

区画施設には一定の間隔で櫓が設置されている。多賀城の櫓はこれまで、宝亀5年（774）の海道の新羅の反乱に端を発する、いわゆる38年戦争の状況下で新羅との戦闘・緊張関係を反映して第Ⅲ期以降に設置されたものとみられていたが、近年の調査で第Ⅱ期にも櫓が設置されていたことがわかった。明確に第Ⅰ期にさかのぼる櫓は確認されていないが、城柵の軍事機能を考えれば、普遍的に備えられていた施設と見てよいだろう。

5 遺構、遺物から見た多賀城内の役所の機能

遺構や遺物から具体的な多賀城の機能を考えてみたい。政庁では、建物は瓦葺き、朱塗りの柱など装飾性の高い構造意匠が用いられており、正殿南面の広場には石が敷かれるなど、政庁で行われる儀式の装置として重要な役割を果たしていたと考えられる（図4）（外交機能）。また、発掘調査では円面硯や風字硯（図7）が多く出土していることから、ここが事務決裁の場所でもあったことが分かる（行政機能）。

政庁以外の官衙域では、建物が整然と建ち並ぶ姿がうかがえ、それぞれ職掌が割り当てられていたと考えられる。特筆すべきものとして、第Ⅱ期の城前地区は出土した木簡などからみて奈良時代の鎮守府にかかわる施設（軍事機能）と考えられる。また、大畑地区は第Ⅲ期に金属工房とみられる数棟の竪穴建物群で構成される区域（生産機能）があるほか、第Ⅳ期には兵士や人足などの宿舎とみられる竪穴住居群で構成される区域もあり、雑事にあつた国衙傭丁や数多くの兵士や人夫の活動がうかがえる。

五万崎地区では第Ⅳ期になって官衙が充実するが、それ以前の時期の施釉陶磁器（図7）が、

ほかの地区と比べて圧倒的に多数出土しており、政庁とは異なる儀礼や饗宴などに関わる施設あるいは儀式用の器を保管した施設などの存在が想定される。

6 調査研究の方向性

多賀城をはじめとする城柵の調査研究の初期は、戦前までの新羅制圧の砦というイメージを払拭するべく、城柵の行政的機能が強調されてきた。ただし、陸奥・出羽・越後の国司に「饗給・征討・斥候」の特任が与えられたことからみても、城柵には軍事的機能があったことは論を待たない。

今後は多賀城がもつ軍事機能と行政機能が遺構や遺物にどのように表出しているのかを見極めながら、未調査のため部分的にしか把握できていない実務官衙の実態解明や、創建期の外郭区画施設や北門の存在確認、これまで発掘調査で得られた多量の遺物の科学的分析などのほか、多賀城に供給した瓦の窯跡や、城柵を想起させる土塁跡など多賀城に関連する遺跡の調査研究を通して、より豊かで鮮明な多賀城像を構築していきたい。

[参考文献]

- ・宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政庁跡 本文編』1982、『同図版編』1980、『多賀城跡 政庁跡 補遺編』2010、『多賀城跡 政庁南面地区』2018、『同政庁南面地区II』2019、『多賀城跡 外郭跡I』2017、『施釉陶磁器』2020
- ・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 発掘調査のあゆみ』2020
- ・桑原滋郎『多賀城跡』日本の美術第213号 至文堂 1984
- ・石松好雄・桑原滋郎『大宰府と多賀城』古代日本を発掘する4 岩波書店 1985
- ・後藤秀一・柳澤和明『古代東北の官衙多賀城』月刊文化財 No.335 第一法規 1991
- ・青木和雄・岡田茂弘編『古代を考える 多賀城と古代東北』吉川弘文館 2006
- ・進藤秋輝『古代東北統治の拠点 多賀城』シリーズ遺跡を学ぶ066 新泉社 2010
- ・月刊考古学ジャーナル第604号『特集 多賀城発掘50年』ニューサイエンス社 2010
- ・熊谷公男編『東北の古代史3 蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館 2015
- ・鈴木拓也編『東北の古代史4 三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館 2016
- ・佐藤信編『古代史講義』筑摩書房 2018、『同【戦乱編】』2019、『同【宮都編】』2020

大宰府史跡100年記念シンポジウム 「律令国家と大宰府史跡」～平城京・大宰府・多賀城～

多賀城跡・大宰府地区史跡の保存・調査比較年表

(岡田茂弘「多賀城跡の調査と保存のあゆみ－特別史跡指定50周年を記念して－」『多賀城跡附寺跡特別史跡指定50周年記念・多賀城市市制施行45周年記念事業記念講演会資料』2016年 より引用)

西暦	和暦	多賀城跡	大宰府地区史跡
1660年	万治・寛文間	多賀城碑（壺碑）発見	
1670年代	延宝年間	仙台藩『仙台御領内古城御書上記』に多賀城	
1689年	元禄2年	松尾芭蕉「奥の細道」行脚で壺碑実見	
1703年	元禄16年	この頃、仙台藩が壺碑覆屋建設	貝原益軒『筑前風土記』に都府楼跡記載
1719年	享保4年	佐久間洞巖『奥羽観蹟聞老志』に多賀城跡	
1774年	安永3年	『風土記御用書出』に多賀城跡全域記述	
1793年	寛政5年		福岡藩が都府楼跡礎石配置図作成
1806年	文化3年		「大宰府旧跡全図」作成
1820年	文政3年		福岡藩が都府楼跡礎石現改之図作成し移動禁止
1876年	明治9年	明治天皇東北巡幸で多賀城碑・政庁跡視察。地元民が遺跡全図・正殿跡土地献納	この頃から大宰府政庁跡の礎石散逸
1911年	明治44年	大槻文彦『考古学雑誌』1-5に「多賀城・多賀城国府遺蹟」発表、実測図提示・南朝史跡と主唱	
1918年	大正7年		池上年が大宰府政庁跡実測調査
1919年	大正8年	史蹟名勝天然記念物保存法成立施行	同左
1921年	大正10年		大宰府跡（政庁・蔵司跡）・水城跡史跡指定
1922年	大正11年	内務省史蹟等調査会柴田常恵らの調査で多賀城跡附寺跡ほぼ全域史跡指定	
1932年	昭和7年		大野城跡史跡指定
1934年	昭和9年	建武中興600年祭で多賀城神宮建設運動、正殿跡上に高橋是清・斎藤実揮毫顕彰碑建	
1937年	昭和12年		鏡山猛『史淵』16・17に「大宰府の遺跡と条坊」
1950年	昭和25年	文化財保護法成立施行、旧保存法を吸収	同左
1953年	昭和28年		大宰府跡・水城跡・大野城跡が特別史跡に昇格
1960～65年	昭和35～40年	宮城県教委、伊東信雄東北大教授を担当者とし多賀城政庁跡・寺跡を発掘調査	大宰府跡の土地公有化開始（1964年～）
1966年	昭和41年	多賀城跡附寺跡が特別史跡昇格。多賀城町の多賀城廃寺跡環境整備事業開始（～69年）	文化財保護委（現文化庁）大宰府跡の拡張、同学校院跡・観世音寺境内及び同子院跡の史跡指定決定。地元民の指定反対運動起こる。
1968年	昭和43年		政庁南門跡で発掘調査鉄入れ式（10月19日）
1969年	昭和44年	多賀城跡調査研設置、調査第1次5ヵ年計画策定、政庁南門跡で鉄入れ式（7月23日）	
1970年	昭和45年		大宰府跡・大宰府学校院跡・観世音寺境内及び子院跡全域（約120ha）指定告示
1974年	昭和49年	東北歴史資料館開設公開	九州歴史資料館開設公開
1979年	昭和54年	多賀城市教委が館前遺跡調査、以降多賀城跡南方の市川橋遺跡・山王遺跡等調査で古代都市跡検出	太宰府町（現太宰府市）教委が域内遺跡調査開始
1999年	平成11年	東北歴史博物館開設公開	
2005年	平成17年		九州国立博物館開設公開



図1 東北地方 古代城柵位置図

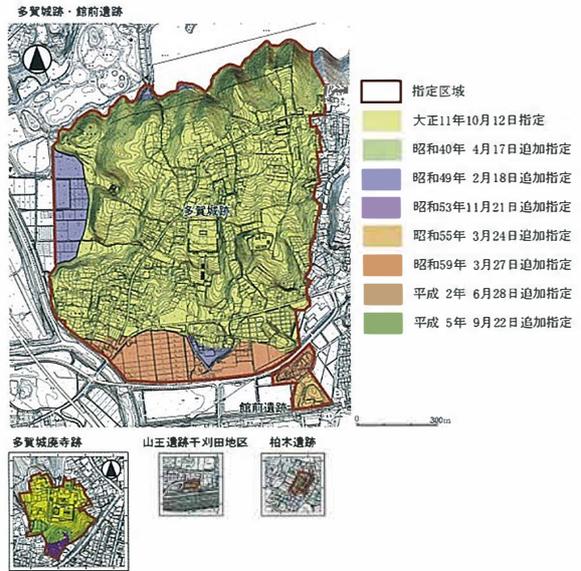


図2 多賀城跡史跡指定区域の変遷

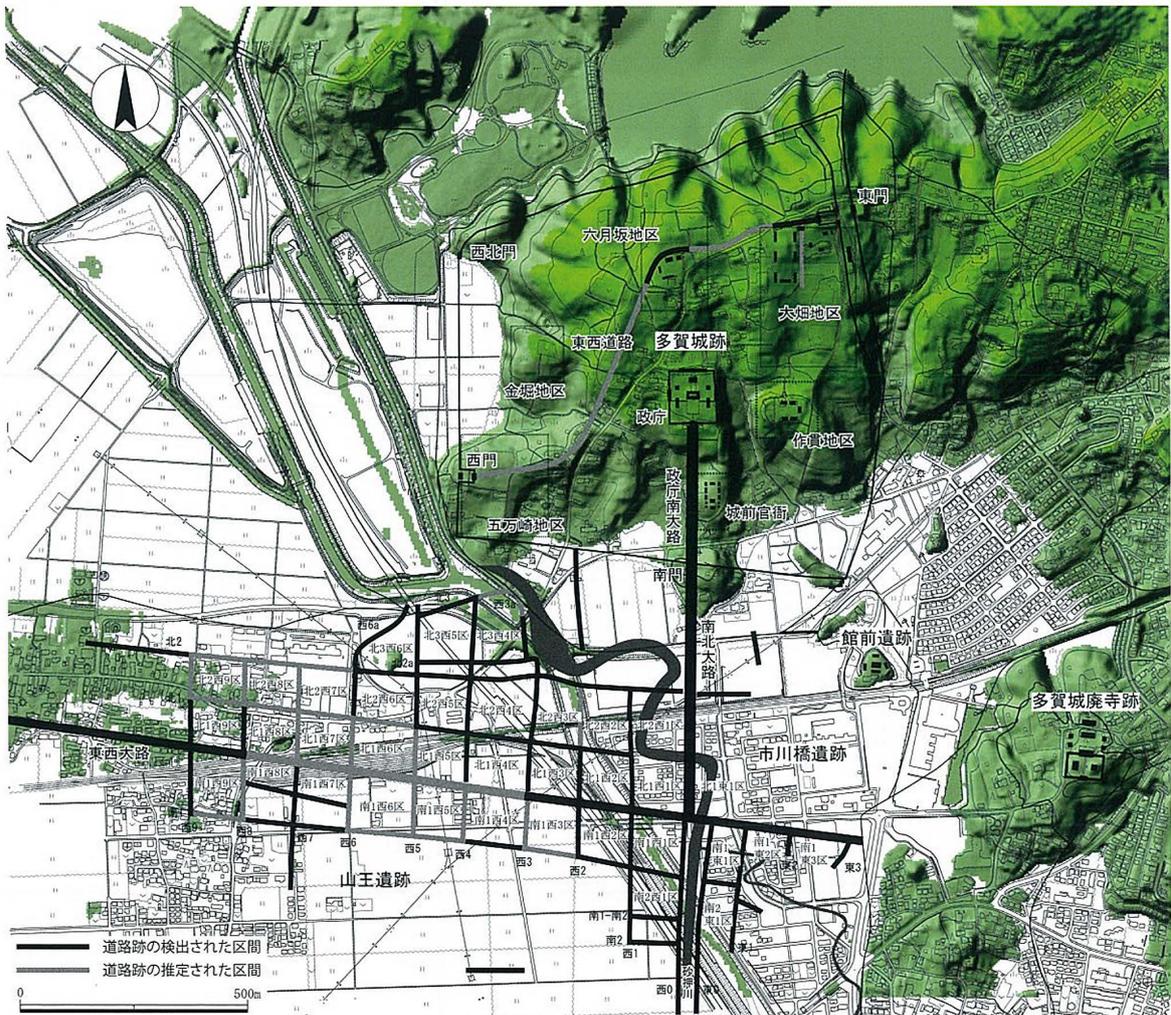
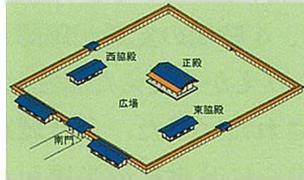


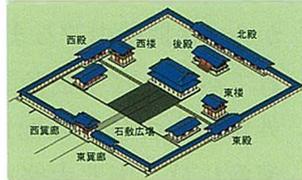
図3 多賀城と城下の町割り

第Ⅰ期 神亀元(724)～天平宝字6(762)



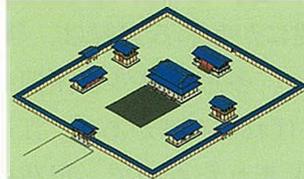
大野東人によって創建された。主要な建物には瓦が葺かれていた。

第Ⅱ期 天平宝字6(762)～宝亀11(780)



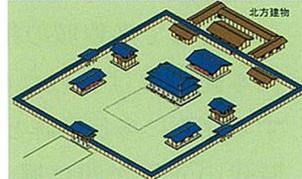
藤原朝儀によって大改修された。建物や築地壇は礎石式となり、新たに東・西様、後殿などが加えられた。築地壇は瓦葺き、広場は石敷きとなり、石組み排水溝が敷設されるなど、全期を通して最も権威性と装飾性を兼ね備えていた。

第Ⅲ期 宝亀11(780)～貞観11(869)



伊治公普賢品の様子を踏襲して再建された。

第Ⅳ期 貞観11(869)～11世紀中頃



藤原国大地震後に復興された。政庁北側に新たに建物が建てられた。



政庁正殿前の石敷広場で蝦夷を饗応
(画：やまだのりこ)

図4 多賀城政庁の変遷



城前官衙復元図
(Ⅱ期)

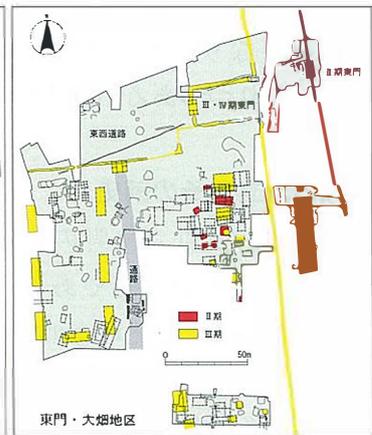
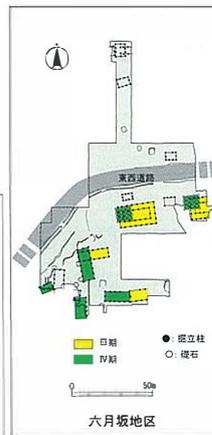
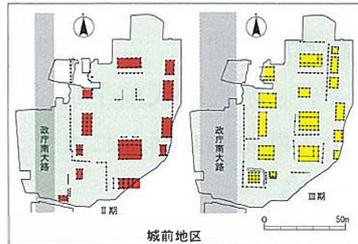
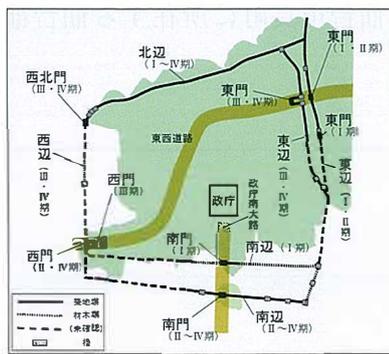


図5 多賀城の主要官衙地区平面図



南辺はⅡ期になると南へ約120m移動した。東辺はⅢ期になると北半部は西へ約80m移動した。Ⅰ・Ⅱ期の西辺と西門の様子はよくわかっていない。



東門と櫓 (Ⅲ期)



南辺築地堀と櫓 (Ⅱ期)



南辺築地堀と櫓 (Ⅱ期)



南辺築地堀と櫓 (Ⅱ期)

図6 外郭の門と区画施設



施釉陶磁器(西門・五万崎地区出土)

図7 多賀城跡出土遺物

多賀城・大宰府の成立過程からみた 古代国家の地域支配

国立歴史民俗博物館 副館長・教授 林部 均

はじめに

古代国家の東、現在の東北地方北部には、蝦夷と呼ばれる国家の支配に従わない人々が存在した。それらの人々を支配に組み込んでいく軍事的な役割と東北地方南部の陸奥国の支配のために設置された官衙が多賀城である。いっぽう古代国家の西、西海道（九州）の支配と朝鮮半島など大陸との外交の窓口となるべく設置された官衙が大宰府である。ともに長年にわたる発掘調査・研究により、その実態が明らかとなっている。さらに、近年の発掘調査の成果は、その成立過程について、新たな視点から、より具体的に検討が可能となり、古代国家の地域支配の実態が明らかとなりつつある（図1）。

多賀城の成立とその前史

多賀城跡は、仙台平野の北辺、宮城県多賀城市に所在する官衙遺跡である（図2）。陸奥国府であるとともに、東北地方の蝦夷に対する軍事的な拠点であった。多賀城跡には官衙の中核である政庁と、その周囲を取り囲む外郭が存在する。政庁を外郭が囲む構造は、多賀城跡以外の国府には見られず、多賀城の城柵としての軍事的機能を端的に示すものである。政庁は、8世紀前半

から10世紀中ごろまで、4時期の変遷が確認されている。政庁を実務のうえから支えた官衙は、外郭の中の各所に配置された。また、多賀城跡南面には、南北大路を中心に8世紀後半頃から方形街区が形成されるようになる（市川橋遺跡・山王遺跡）。

ところで多賀城の創建にかかわる記録は、『続日本紀』には見られない。多賀城跡外郭南門のすぐ北西に多賀城碑と呼ばれる石碑がある。江戸時代の元禄年間に掘り出されたもので、現在は覆屋をかけられている。多賀城碑は、天平宝字4年（762）に藤原朝彥が多賀城を莊厳に整備したことを記念して建てられた顕彰碑である。それによると、多賀城は大野東人によって神亀元年（724）に修造されたことがわかる。発掘調査でも、それを裏付ける木簡などが出土しており、大まかに、多賀城跡政庁Ⅰ期は、この時期に造営されたと考えてよい。奈良時代前半には、古代国家の地域支配が、東北地方南部にまでおよんでいたことを意味する。

しかし、この30年の発掘調査の進展により、多賀城の創建をさらに遡る官衙遺跡の存在が知られるようになった。仙台平野でも多賀城跡から南へ約20kmの仙台市長町に所在する仙台郡



林部 均（はやしべ ひとし）

国立歴史民俗博物館副館長・教授

関西大学文学部史学地理学科卒業。

奈良県立橿原考古学研究所総括研究員、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館研究部准教授、教授を経て、現在、副館長。総合研究大学院大学文化科学研究科教授（併任）

主要な著作

『古代宮都形成過程の研究』『飛鳥の宮と藤原京』『飛鳥京跡Ⅲ—内郭中核の調査—』（編著）『平城京100の疑問』（編著）『平城京誕生』（共著）など。

山遺跡である。発掘調査で2時期の官衙遺構が検出された(図3)。I期官衙は大きく傾きをもった建物群で、いくつかのブロックに分かれている。7世紀中ごろの造営で、城柵と考えられている。II期官衙は、7世紀後半から末にI期官衙を全面的に正方位で建て替えたもので、東西約428m、南北約423mの方形の区画施設の中に東西棟の正殿をはじめとして、儀式をおこなうための広場や、それを取り囲んで建物を配置している。また、正殿の背後には、蝦夷の饗宴のために使ったと推定される方形地などがみついている。多賀城に先行する初期の陸奥国府と推定される。その大きさは、ちょうど藤原宮の大きさを1/4に縮小したものであり、外郭施設の外側をめぐる大溝や空地の存在は、藤原宮のそれと、まったく同じである。II期官衙は藤原宮をモデルに造営されたと推定される。

これまでの古代国家による東北地方の支配は、多賀城の創建がひとつの画期として考えられていたが、7世紀中ごろくらいから、まず城柵がつくられ、そして、7世紀終わりには、藤原宮をモデルにした多賀城に先行する陸奥国府が造営され、多賀城へと発展していることが明らかとなった。その展開過程には、古代国家の東北地方の蝦夷政策が深くかかわっている。古代国家が東北地方をいかに支配に組み込んでいくかということをも具体的に示す例として重要な成果と考える。

さらに多賀城では、その創建期(政庁I期)の外郭のかたち・規模が、政庁II期以降の外郭とは大きく異なることが最近明らかとなった(図4)。外郭南門と政庁南門の間で門に相当する施設と、区画施設の一部が検出されたからである。いまだ西辺と北辺の位置は確定できないが、政庁I期の外郭のかたち・規模は、政庁II期以降のそれとは異なったものであったことは間違いない。

また、政庁周辺においても、下層遺構が存在することがわかってきているので、いまだ、初期の陸奥国府である郡山遺跡II期官衙から、多賀城にどのように展開したのかは不明な点が多い。ただ、こういったことをひとつひとつ解明していく中で、古代国家の東北支配の具体的な様相が明らかとなると思われる。

大宰府の成立とその前史

大宰府跡は福岡平野の南、四王寺山の麓に造営された官衙遺跡である。都府楼と呼ばれてきた。もともと、大宰府は、博多湾沿岸におかれた筑紫大宰に由来し、白村江の戦いにより、内陸に移転したものとされている。大宰そのものは、広域を支配する役割を担ったもので、吉備や周防、伊予などにも置かれていた。それが筑紫の大宰府として一つだけになるのは、7世紀終わりである。古代国家最大の地方官衙として、西海道諸国の統括と朝鮮半島や大陸との外交の窓口として機能した。西海道諸国の税などはいったん大宰府に納められた。国家からの命令や、国家への上申も、すべて大宰府を通さなくてはならなかった。大宰府が「遠の朝廷」とよばれる所以である。

大宰府跡は政庁と周辺官衙とからなり(図5)、さらに、その周囲に方形街区が展開していた。政庁は発掘調査で大まかに3時期の変遷が明らかとなっている。礎石建物で屋根に瓦を葺いて、より荘厳になるのがII期政庁からである。大宰府の創建についても『続日本紀』には記録が残らない。出土した地鎮具につかわれた須恵器やII期の政庁正殿の基壇土に含まれる土器の検討から、8世紀前半にII期政庁は成立したと考えられる。I期については調査に制限があることから、掘立柱建物の一部の検出にとどまる。7世紀終わりのI期の後半には、大規模な建物が検出されてお

り、これが筑紫大宰府であった可能性があるが、7世紀後半までは遡りえない。白村江の戦いのあと、内陸に移転されたとされる大宰はどこにあったのであろうか。

大宰府は強大な権力をもった官衙(役所)であった。西海道諸国へも大きな影響を及ぼした。そのためであろうか、西海道をめぐる古代史は、大宰府を中心に組み立てられることが多い。私は、それを大宰府中心史観と呼んでいる。実際、大宰府が中心となって様々なことが展開したことは多い。私も否定はしない。大宰府のもつ重要性も否定しない。しかし、ほんとうに大宰府に収斂させてよいものだろうかと常日頃から疑問に思っていた。これまでは、大宰府から西海道諸国をみるという視点が多かったが、西海道諸国から大宰府、そして王宮・王都をみる視点が必要ではないかと考える。

そうしたところに一つの遺跡の発見があった。福岡県行橋市にある福原長者原遺跡である(図6)。高速道路の建設にともない本格的な発掘調査がはじまり、おおまかに2時期の官衙遺構が検出された。そのII期遺構は一辺約150mのほぼ正方形に回廊状の区画施設をめぐるもので、その内部では正殿らしき建物も見つかっている。この区画施設の外側には、空閑地と外濠がめぐっている。仙台郡山遺跡とは、かなり規模が異なるが、同じように藤原宮をモデルとして造営された官衙とみてよい(図7)。その造営時期は、8世紀はじめで、確実に大宰府跡政庁II期の成立に先行する。大宰府が莊嚴に整備されるII期政庁より先行して、大宰府跡政庁に匹敵する規模をもつ地域支配のための官衙の存在が明らかとなったのである。福原長者原遺跡は、8世紀前半から中ごろで消滅する。これをもって地域支配が大宰府に収斂されたとみることできるかも

しれないが、福原長者原遺跡の存在は、西海道の地域支配も、当初から、すべてが大宰府中心ではなく、複雑な経緯を経た可能性が考えられるのではなかろうか。

福原長者原遺跡をどのような性格の官衙遺跡とみるかには、様々な意見がある。豊前国府の前身とする意見もあるが、大宰府跡政庁II期の成立に先行する巨大な官衙遺跡として、西海道支配にかかわって、何か特別な任務を担った官衙の可能性を私は考えたい。福原長者原遺跡のII期遺構はともかく、それに先行するI期遺構は、7世紀代に遡ることは確実で、豊国が豊前国と豊後国と分離する以前に存在した官衙遺跡であることは間違いない。いずれにしても、これまで大宰府中心で組み立てられてきた西海道支配について、それだけでは片づけられない問題を提起していることは間違いない。

また、近年、宮崎県西都市に位置する日向国府跡(寺崎遺跡)の調査が進展し、日向国府の成立と展開過程が明らかとなりつつある(図8)。初期の日向国府跡は、北辺と西辺に長舎状の掘立柱建物を2棟ずつ配置し、東辺を掘立柱塀、南に門をおく、一辺約56mの方形の区画をつくり、内部の北寄りに正殿をもつ。長舎状の掘立柱建物で空間を区画することも変則的ならば、正殿も東西偶数間と特異である。7世紀末から8世紀前半には成立していたと推定されている。また、日向国府跡では7世紀後半から8世紀前半にかけての畿内、とくに都であった飛鳥・藤原地域で使われた土師器(畿内産土師器)が搬入されている。初期の日向国府の成立も大宰府跡政庁II期に先行する可能性をもつ。すなわち大宰府よりはるか南の地域において、すでに国府が成立していたのである。日向国府跡が正殿と脇殿をもつ、いわゆる品字型の定型化した国府に建て替

えられるのは8世紀中ごろ以降である。日向国府の成立、変遷過程も、西海道地域を古代国家がいかに支配に組み込んだのかを考えるうえで、重要な調査成果である。

ところで、仙台郡山遺跡、福原長者原遺跡ともに、藤原宮をモデルにしていた。そういった官衙が、古代国家の東と西で呼応するかのように出現してくることは、古代国家が、地域支配を進めていくうえで、どのような地域を重要視していたのかを示している(図1・7)。古代国家の地域支配は、決して画一的に進められたのではなく、ヤマト王権以来の歴史や地域の特性を踏まえて地域の拠点となる場所にまず支配拠点である官衙をつくり、そこを核として進められたのではなかろうか。それが、古代国家の東では、仙台郡山遺跡であり、古代国家の西では福原長者原遺跡、日向国府跡であった。

おわりに

ここでは、古代国家の東の支配拠点である多賀城、西の支配拠点である大宰府の成立過程を見ていく中で、近年の調査成果を紹介し、それぞれの地域社会での支配の確立が、それほど単純なものではなかったことを指摘した。今後もこのような視点からの発掘調査・研究が必要であろう。そうすることにより、古代国家による地域支配の具体的な様相が明らかとなるであろう。

[追記] 本報告は、令和元年(2020)2月29日に明治大学アカデミーホールで開催予定であった大宰府史跡指定100年記念フォーラム『大宰府と多賀城』のレジュメ報告に補訂を加え、参考文献を加えたものである。新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となったので、リベンジを期して、ほぼ同じ内容とした。また、同じものは『大宰府学研究』第2号に註を付して掲載予定である。

【参考文献】

- 井上信正「大宰府条坊論」『大宰府の研究』高志書院 2018年
今泉隆雄「古代国家と郡山遺跡」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館 2015年。
今泉隆雄「多賀城の創建—郡山遺跡から多賀城へ—」『古代国家と東北辺境支配』吉川弘文館 2015年。
九州歴史資料館『大宰府復元』1998年
九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002年
九州歴史資料館『大宰府—その栄華と軌跡—』2010年
九州歴史資料館『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 2014年
九州歴史資料館『大宰府史跡発掘50年』2018年
九州歴史資料館『特別史跡大宰府跡』(大宰府史跡ガイドブック3)2018年。
倉住靖彦『古代の大宰府』吉川弘文館 1985年
西都市教育委員会編『日向国府跡・第1分冊—本文編—平成23～30年度国庁確認調査総括報告書』
西都市埋蔵文化財発掘調査報告書第74集 2020年
酒井芳司「不丁地区出土木簡からみた西海道統治の実態」『木簡による大宰府の西海道統治の実態に関する研究』
九州歴史資料館 2018年
杉原敏之「大宰府政庁の1期について」『九州歴史資料館研究論集』32 2007年
仙台市教育委員会『郡山遺跡発掘調査報告書—総括編—』2005年
大宰府史跡発掘50周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院 2018年
津曲大祐「日向国府跡の調査」『条里制・古代都市研究』29 2013年。
東北歴史博物館『多賀城・大宰府と古代の都』2010年
長島栄一『郡山遺跡』(日本の遺跡35) 同成社 2009年

- 林部 均「飛鳥・藤原京から見た郡山遺跡・多賀城」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会－資料集－』2008年
- 林部 均「古代宮都と郡山遺跡・多賀城」『国立歴史民俗博物館研究報告』第163集 2011年
- 林部 均「政庁周囲の空閑地と大溝」『福原長者原遺跡』2016年
- 林部 均「福原長者原遺跡と藤原宮・仙台郡山官衙遺跡」『豊前国府誕生－福原長者原遺跡とその時代－』行橋市教育委員会 2017年
- 林部 均「福原長者原遺跡の歴史的意義」『福原長者原官衙遺跡 国史跡指定記念講演会』2017年。
- 藤井功・亀井明德『西都大宰府』日本放送出版協会 1977年、
- 平川南「多賀城の創建年代」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館 1993年
- 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡政庁跡』1982年。
- 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡政庁跡－補遺編－』2010年
- 行橋市教育委員会『福原長者原遺跡』2016年。



図1 古代国家の東と西

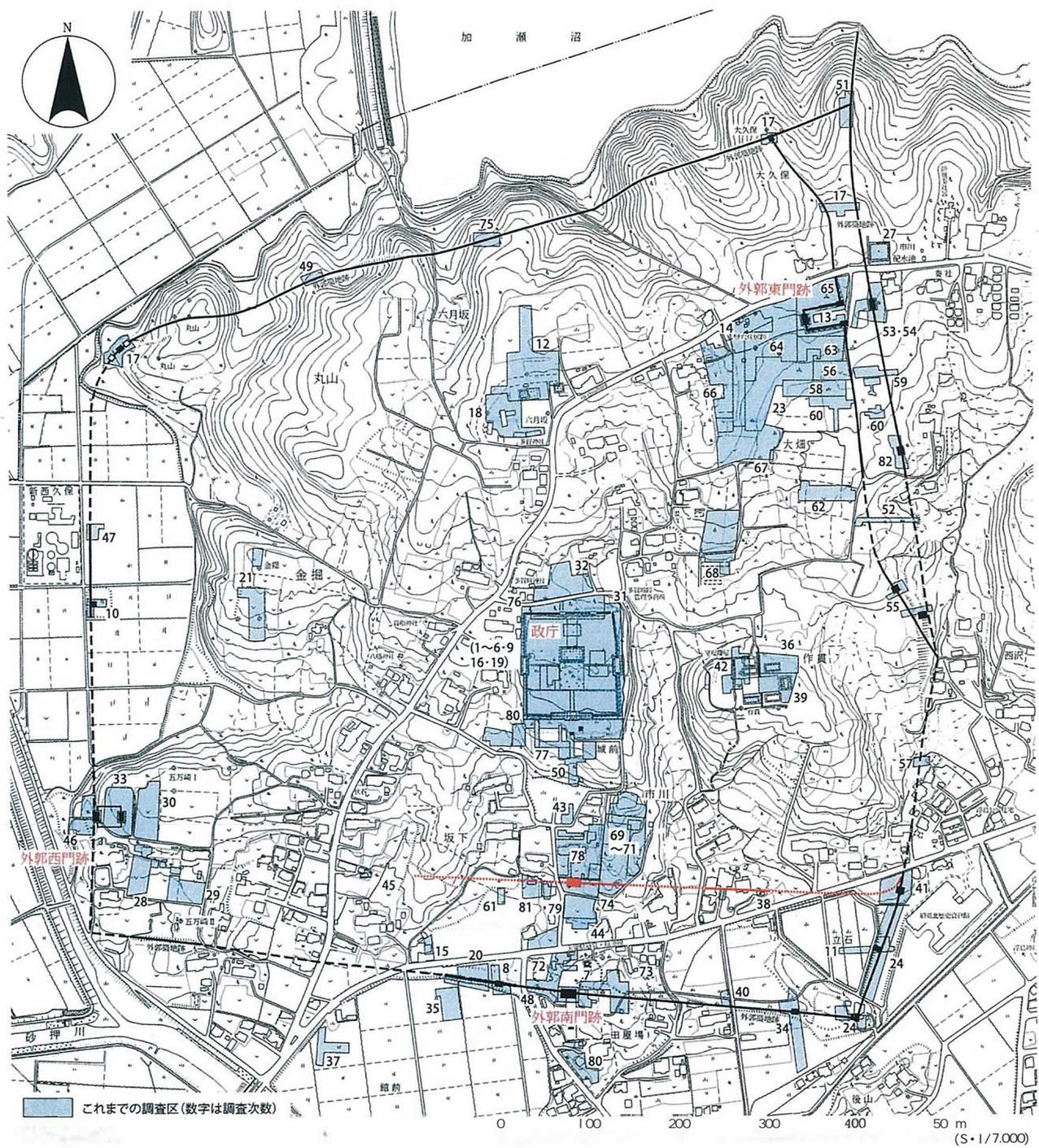


図2 多賀城跡全体図

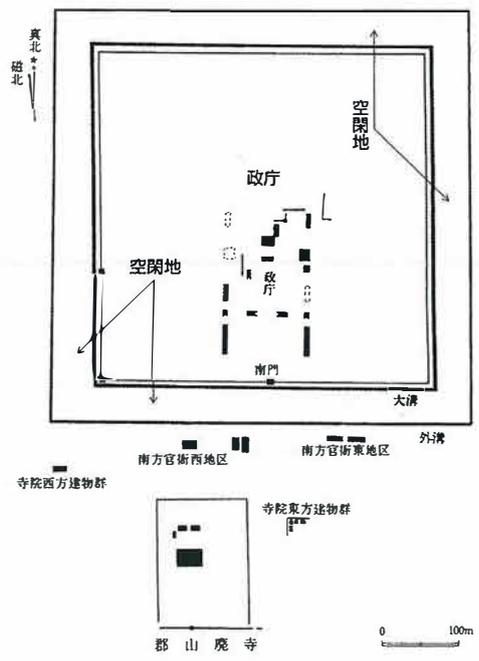
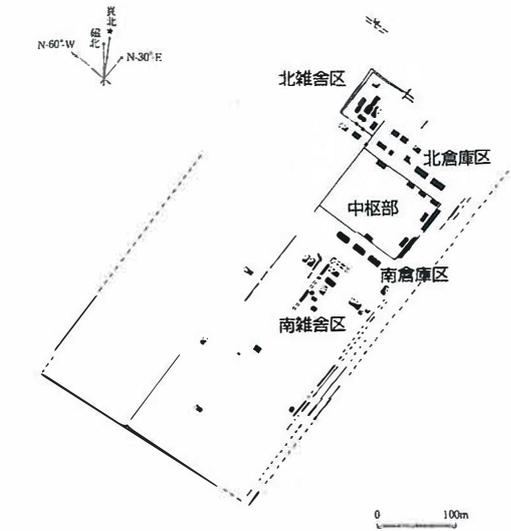


図3 仙台郡山遺跡（上がI期官街、下がII期官街）

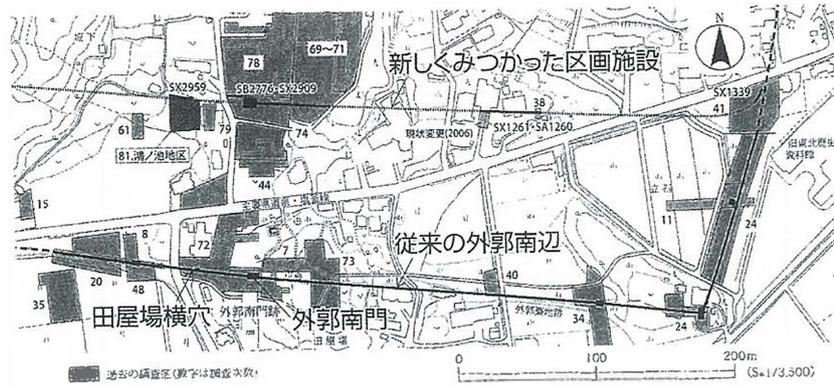


図4 近年の多賀城跡南辺の調査と外部南辺

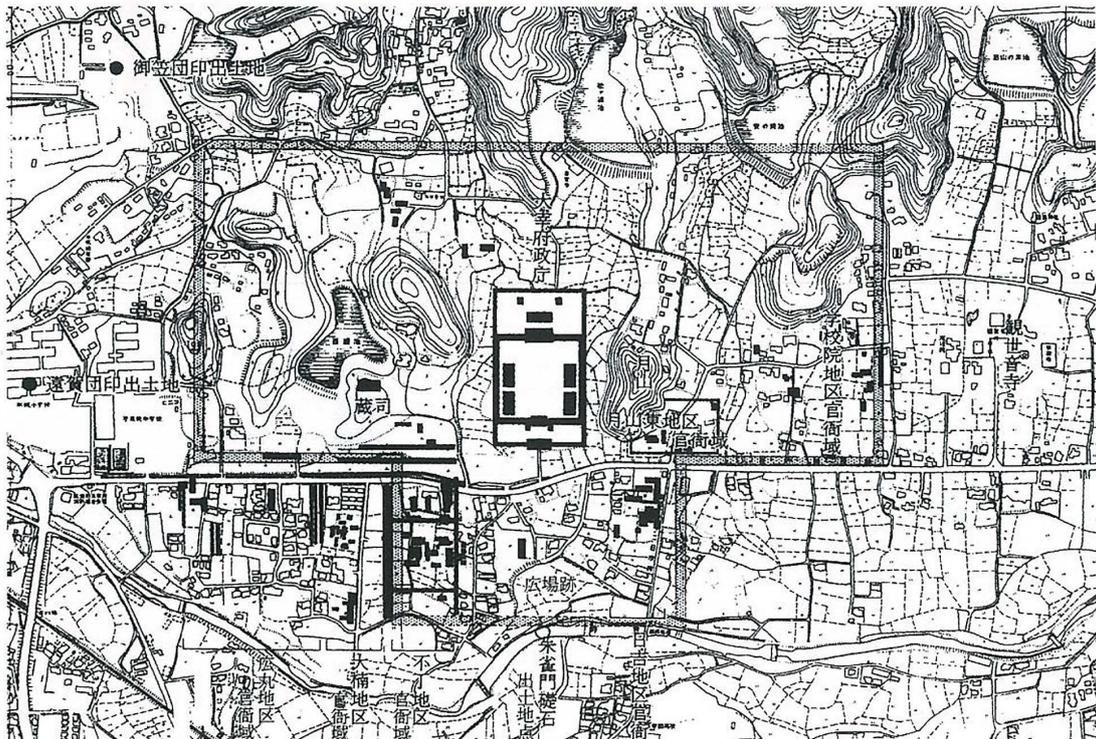


図5 太宰府政庁と周辺官衙

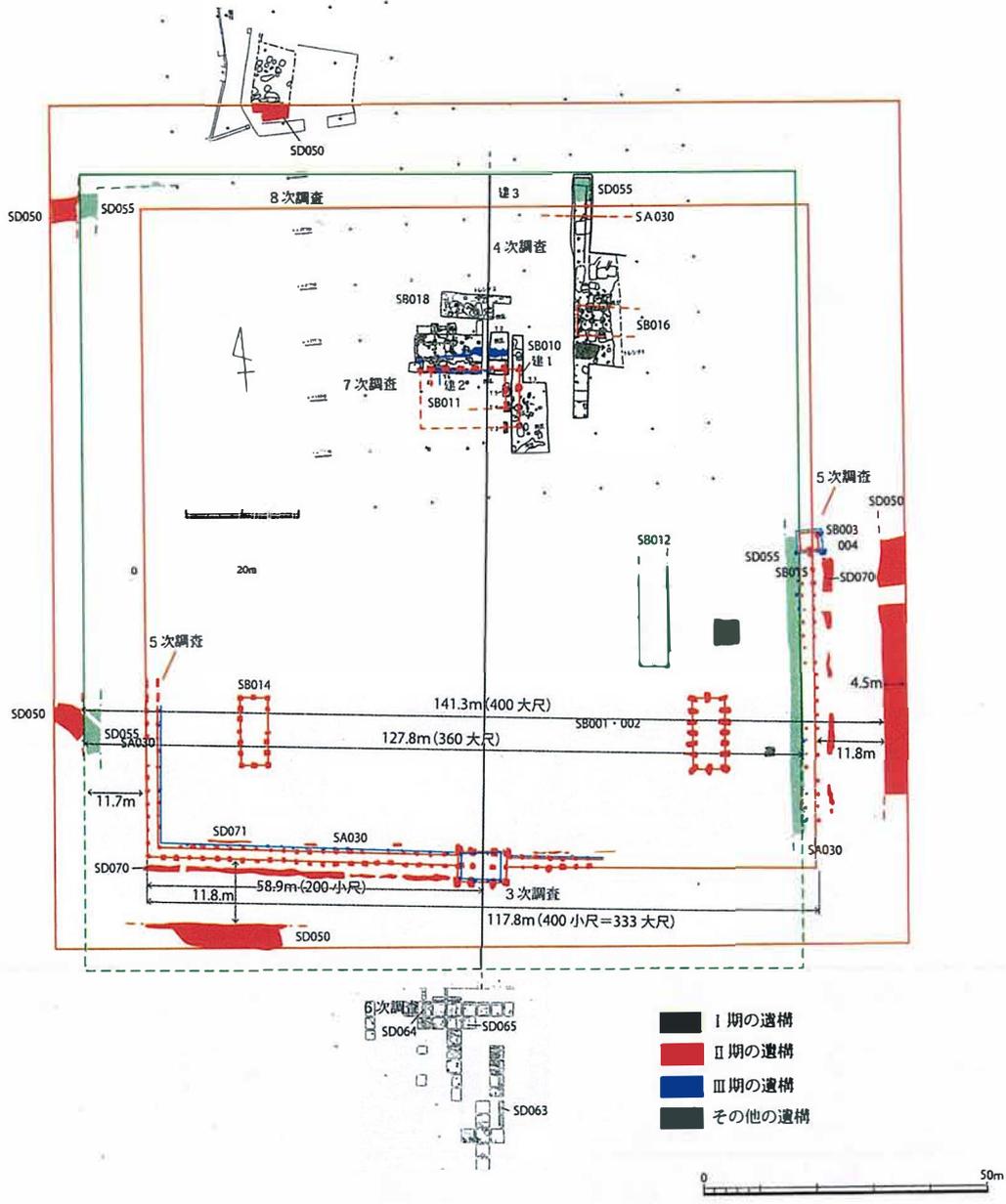


図6 福原長者原遺跡全体図

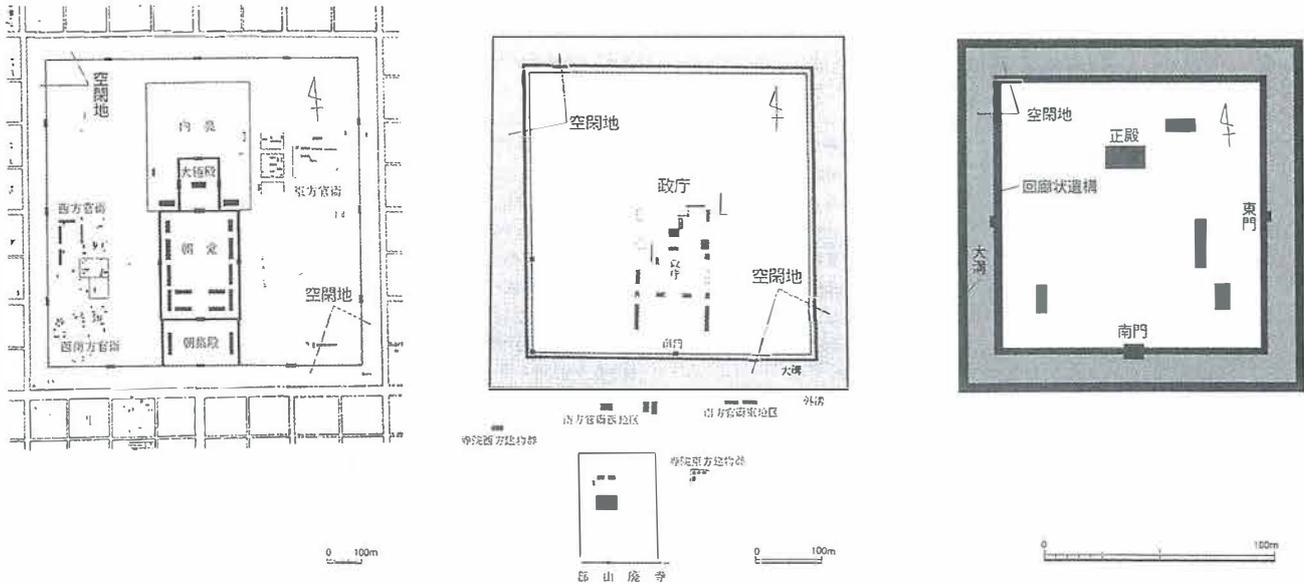


図7 藤原宮・仙台郡山遺跡・福原長者原遺跡の空閑地と外構・大溝

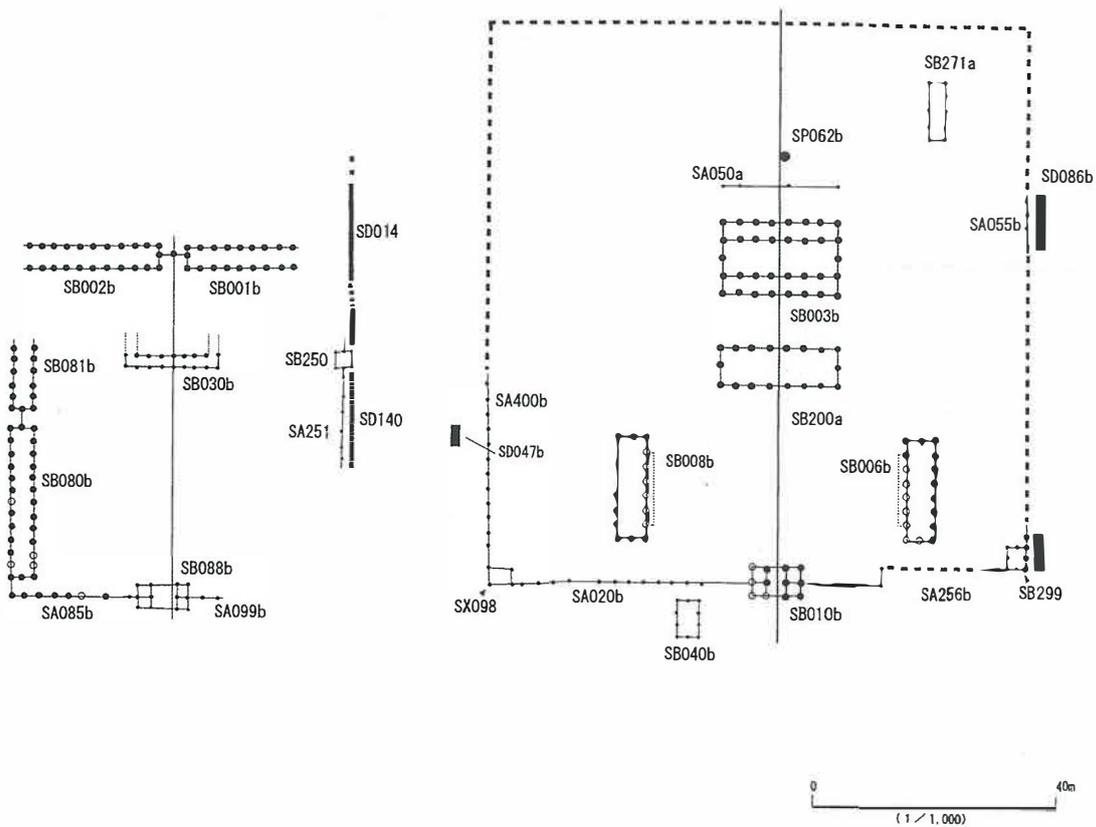


図8 日向国府跡の調査（左はⅡ-2期・右はⅢ-2期）

福岡県の文化財保護に関する年表

2020.11現在

西暦	和暦	文化財保護に関する国等の動き	(所管省庁)	文化財保護に関する福岡県等の動き
1868	明治 1	3.28神仏分離令布告〔廃仏毀釈〕	大蔵省・文部省	
1870	明治 3	7.17民部省に社寺掛をおく 閏10.20民部省に寺院寮をおく	社寺:民部省	
1871	明治 4	1.5社寺上地令 4.25大学献言(大学による古器物の保護令布達の献言) 5.23「古器旧物保存方」太政官布告 7.11城郭・陣屋は兵部省の管轄に 7.18文部省設置 7.27民部省廃止・社寺事務は大蔵省へ 8.19大蔵省戸籍寮に社寺課をおく 8.2城郭は兵部省管轄に 9.25文部省に博物館をおく	城郭:兵部省 社寺:大蔵省 社寺:大蔵省 城郭:兵部省	7.「都督府古趾」碑建立
1872	明治 5	3.13社寺事務は大蔵省から教部省へ 4.12名所旧跡において破壊伐木をしないことの大蔵省達 5.20教部省が陵墓事務を所管 5.27文部省の社寺宝物調査(壬申検査)	社寺:教部省 陵墓:教部省	
1873	明治 6	1.14「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」 (城郭は陸軍省と大蔵省)		3.20太宰府博覧会(～5.10)
1874	明治 7	1.10内務省開庁:古跡保存を管掌 5.2「古墳発見ノ節届出方」	古跡:内務省	9.20第2回太宰府博覧会(～11.8)
1875	明治 8	5.22陵墓管理は内務省地理寮へ 8.25官国幣社の宝物は教部省、勅封宝物は 内務省博物館が管轄 11.30「府県職制並事務章程」上款29条に 名所旧跡査定が記される	陵墓:内務省	3.20第3回太宰府博覧会(～4.18)
1877	明治10	1.11教部省を廃して社寺・陵墓事務は内務省社寺局へ 1.19内務省社寺局で陵墓事務を管轄する	社寺・陵墓:内務省	
1878	明治11	2.28内務省の陵墓事務を宮内省へ移す	陵墓:宮内省	
1879	明治12			2.20福岡博物館・書籍館開館式
1880	明治13	7.6内務省から古社寺保存金を交付 明治27まで539社寺に121,000円交付		1.15県庁各課として庶務・勸業・租税・警察 ・学務・衛生・出納あり(福岡県布達乙11) 8.「太宰府址碑」建立
1882	明治15	3.2上野「博物館」の開館		
1884	明治17			福岡博物館を教育博物館に改称
1885	明治18	12.22内閣制実施 地理局の職掌に 「旧蹟・名勝・公園地存廃処分件」		
1886	明治19	7.12地方官官制制定		
1887	明治20			坪井正五郎 御所山古墳(荊田町)調査
1888	明治21	9.27宮内省に臨時全国宝物取調局 明治30までに約215,000点調査		11.坪井正五郎 日岡古墳(うきは市)発掘
1889	明治22	4.1市制・町村制施行		
1892	明治25	11.宮崎県古墳古物等取締規則		
1894	明治27	8.1日清戦争(～1895)		
1897	明治30	6.5古社寺保存法(内務省社寺局) 第19条は大正8に削除	内務省社寺局	
1899	明治32	3.24遺失物法 7.京都府名勝旧跡保存委員会規程 6.14地方官官制改正〔内務部第一課管掌事務に 「名勝旧跡二関スル事項」〕 10.26学術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキ 埋蔵物取扱二関スル件 〔古墳関係→宮内省、石器時代→東大〕		
1900	明治33	4.27官制改革 〔内務省社寺局廃止 文化財は内務省宗教局へ〕 6.26宮内省帝国博物館 → 宮内省帝室博物館	内務省宗教局	
1902	明治35			
1904	明治37	2.10日露戦争(～1905)		
1905	明治38	4.18地方官官制改正 〔第二部の管掌事務に「名勝旧跡二関スル事項」〕		
1906	明治39			
1909	明治42	5.8地方長官会議で地方改良事業奨励 史蹟・勝地調査保存に関する件あり		
1910	明治43	12.7第1回史蹟老樹調査保存茶話会		
1911	明治44	3.13史蹟及天然記念物保存二関スル建議案 6.13史蹟名勝天然記念物保存協会設立 千葉県名勝旧跡保存規程		
1912	明治45			
1912	大正 1	12.宮崎県知事 西部原古墳群調査		
1913	大正 2	6.18内務省宗教局 文部省宗教局へ(古社寺保存課) 7.28奈良県史蹟勝地調査会規則	社寺:文部省宗教局 古跡:内務省地理課	
1914	大正 3			6.21「太宰府碑」建立
1915	大正 4	2.鳥取県古墳に関する規程 5.大阪府史蹟調査委員会規程 5.愛媛県史蹟名勝天然記念物等の調査保存に付訓令 12.熊本県名勝旧跡古墳遺天然記念物に関する規程		
1916	大正 5	7.12鹿児島県史蹟名勝天然記念物調査会規則 9.京都帝国大学文学部考古学講座		5.「水城大堤之碑」建立 7.福岡・鹿児島・神奈川で保存費補助、 調査会規程、調査保存訓令 9.「福岡県史蹟名勝旧蹟保存訓令」
1917	大正 6	2.6三重県名勝旧蹟調査会規程 京都府史蹟勝地調査会規程 福井県史蹟勝地職員設置規程		
1918	大正 7	10.26東京府史的記念物天然記念物勝地保存心得		
1919	大正 8	4.10史蹟名勝天然記念物保存法 (内務省官房地理課)(6.1施行) 9.3岐阜県史蹟名勝天然記念物調査会規則		8.8まで内務部庶務課、8.9から学務課社寺係 (郡役所は庶務課)
1920	大正 9			
1921	大正10	4.「郡制ノ廃止ニ関スル法律」 7.埼玉県史蹟名勝天然記念物調査会規則 栃木県史蹟名勝天然記念物調査委員会		3.3 大宰府跡・水城跡史蹟指定
1922	大正11	3.佐賀県史蹟名勝天然記念物調査会		

西暦	和暦	文化財保護に関する国等の動き	(所管省庁)	文化財保護に関する福岡県等の動き
1923	大正12	6.9愛知県史蹟名勝天然記念物調査会規程 4.1郡制廃止		福岡県内務部学務課 (4.囑託 島田寅次郎)(~S7.3)
1924	大正13	官制史蹟名勝天然記念物調査会廃止		福岡県内務部学務課
1925	大正14	6.10和歌山県文化財指定「高積神社古銭」 8.内務省官房地理課		3.31『福岡県史蹟名勝天然記念物 調査報告書 第1輯』 6.10福岡県内務部学務課
1926	大正15 (昭和1)	6.3地方官官制改正(郡役所廃止)、府県制、市制・町村制改正 (府県の学務部社寺兵事課が史跡等を扱う) 7.1郡役所廃止		6.4福岡県学務部社寺兵事課史蹟名勝天然記念物係 史蹟名勝天然記念物の頭影の為の榜示板33か所設置 遺物収集費を予算化
1928	昭和3	12.1史蹟名勝天然記念物 文部省宗教局保存課へ 文化財は全て文部省が所管	文化財:文部省	
1929	昭和4	3.28国宝保存法(7.1施行)		2.9福岡県史蹟名勝天然記念物調査 委員会規程(県告示第84号) 5.福岡県「史蹟名勝天然記念物保存法規」 夏森本六爾 須玖岡本遺跡の調査 9.島田貞彦 須玖岡本遺跡の調査
1930	昭和5	6.1神奈川県史蹟名勝天然記念物調査会		2.2九州考古学会設立総会(九州大学) 3.旧制福岡高等学校歴史考古参考館 (玉泉館)建設 公開(玉泉大梁) 10.30福岡県立嘉穂中学校郷土室設置 この年の頃、福岡県史蹟名勝天然記念物 国宝分布図作成
1931	昭和6	10.3茨城県史蹟名勝天然記念物保 護彰規程		この年、福岡県立糸島中学郷土室設置 5『福岡県史蹟名勝天然記念物所在調査書』 福岡県学務部社寺兵事課(島田寅次郎編集) 福岡県社寺兵事課(11.囑託 川上市太郎)
1922	昭和7			9.9福岡県史蹟名勝天然記念物調査 委員会規程改正(県告示第854号)
1933	昭和8	4.1重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(公布・施行) 11.2明治天皇聖跡の指定開始 宮崎県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程		
1934	昭和9	1.10大阪府史蹟名勝天然記念物保 護彰規程 3.2建武中興600年記念 関係史蹟保存事業		9.30桂川町王塚 古墳発見 12.調査 10.30史蹟名勝天然記念物保存協会 福岡県支部発会式
1936	昭和11	9.8広島県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程 11.2 6香川県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程		4.朝倉中学校郷土館落成(郷土部)
1937	昭和12	歴代天皇聖蹟保存事業		
1938	昭和13			12.5宗像郷土館開館
1940	昭和15	神武天皇聖蹟保存事業(紀元2600年記念)		
1942	昭和17		教化局総務課	
1943	昭和18	7.1東京都制・東京都官制制定	教学局文化課	4.10福岡県史蹟名勝天然記念物調査 委員会規程改正(県告示第390号) 福岡県内務部教学課
1945	昭和20	10.史蹟名勝天然記念物保存事務 社会教育局所管で再開	社会教育局	3.5福岡市東光院の仏像など 8件54点が福岡県収蔵庫 (うきは市の個人宅収蔵庫)に疎開収納 7.旧制福岡中学考古学部発足
1946	昭和21	11.3日本国憲法公布		10.11筑紫野市五郎山 古墳発見 11.調査
1947	昭和22	4.17地方自治法公布		4.1福岡県立朝倉高等学校・併置中学校考古部 5.福岡県立小倉高等学校考古学班(考古学部) 11.1 福岡県教育委員会発足
1948	昭和23	4.2日本考古学協会発足 7.15教育委員会法		福岡県教育委員会事務囑託(10.1 有光教一) (~S25.3.31) 4.1福岡県立朝倉高校史学部・小倉高校考古学部
1949	昭和24	1.26法隆寺金堂炎上		
1950	昭和25	5.30文化財保護法公布(8.29 施行) 8.29文化財保護委員会発足	文化財保護委員会	
1951	昭和26	12.24文化財保護法第一次改正		6.1福岡県文化課(~S29.6) 8.6福岡県文化財保存規則 福岡県教育委員会文化課(10.1囑託 筑紫豊) 九州大学文学部 考古学講義(4.1助教授 鏡山 猛)
1952	昭和27	4.1奈良文化財研究所設置 7.31文化財保護法第二次改正		
1953	昭和28			5.27福岡県文化財保護条例 福岡県教育委員会文化課(6.1職員 筑紫豊) 9.1「筑紫の文化 第1号」
1954	昭和29	5.29文化財保護法第三次改正 (無形文化財、民俗資料、埋蔵文化財に関する制度充実) 【12月 神武景気 ~S32.6】		1.15「筑紫の文化 第2・3号」 3.25「筑紫の文化 第4号」 5.29沖ノ島第一次調査開始
1955	昭和30			4.1福岡県文化財保護条例(S28条例を全部改正)
1956	昭和31	6.30地方教育行政の組織及び運営に関する法律		3.17宮若市竹原 古墳窪開口 5.福岡県立糸島高校郷土博物館設置
1958	昭和33	【7月 岩戸景気 ~S36.12】		九州大学文学部 考古学講座(6.1教授 鏡山 猛) 福岡県教育庁社会教育課 (2.1文化財係技師 渡邊正気)
1960	昭和35			
1962	昭和37	10.全国総合開発計画(一全総)閣議決定 【地域間の均衡ある発展:~1970】		
1964	昭和39	10.10【第18回オリンピック東京大会(~10.24)】 2.10「史蹟名勝天然記念物及び 埋蔵文化財包蔵地等の保護について」文化財保護委員会		福岡県教育庁社会教育課 (5.文化財係技師 松岡史)
1965	昭和40	【11月 いざなぎ景気 ~S45.7】		4.1「福岡県史跡 調査会規約」施行 (会長 長沼賢海 委員7名) 宗像東郷地区遺跡 群 九州自動車道遺跡 分布調査等
1966	昭和41	1.13「古都における歴史的風土の保存に関する 特別措置法(古部保存法)」		福岡県教育庁社会教育課(技術職員2名採用) 7.25九州縦貫自動車道 福岡-熊本間整備施工命令 福岡県教育庁社会教育課(技術職員1名採用)
1967	昭和42	全国の遺跡 地図刊行終了 【埋蔵文化財包蔵地14万ヶ所; 福岡県S43.3.31刊行(5.306所)】		
1968	昭和43	6.15文化庁発足	(文化庁)	9.藤井功 福岡県教育委員会着任 10.19大宰府政庁跡 発掘調査掘入材 11.28大宰府跡 発掘調査開始

西暦	和暦	文化財保護に 関する国等の動き	() 所管省	文化財保護に 関する福岡県等の動き
1969	昭和44	5.新 全農合開発計画(二 総)閣議決定 〔開発可能性 の全国土への拡大、均衡化:~1985〕		4.1福岡県文化課・福岡市文化課発足 5.1九州縦貫自動車道関係遺跡調査開始 (~S51/ 報告書~S53) 8.6今宿 バイパス 関係遺跡調査開始 (~H1/ 報告書~H2) 9.29福岡南バイパス 関係遺跡調査開始 (~S54)
1970	昭和45	3.〔日 本園博覧会(阪 大万博)〕		福岡県文化財管理調査員 補選
1971	昭和46			3. 歴史と自然をまも る会 「ふるさとの自然と歴史創刊 8.17山 陽新幹線 遺跡調査開始 (~S53)
1972	昭和47	3.26奈良県高松塚古墳 の装飾発見発表 2.〔 11回 冬季オリンピック札幌大会〕 6.田中角栄「日本列島改造 論」		4.1九州歴史 資料館 設置
1973	昭和48	10.〔 一策石油危機〕		2.24九州歴史 資料館 の展示開始
1975	昭和50	7.1文化財保護法第四 次改正 【伝建地区、選定保存技術、民俗文化財指定 審判制度 備 文化財保護指導委員】		
1977	昭和52	11.第三次全国総合開発計画(三全総)閣議決定 【 間居住の総合的環境の整備:定住圏構想:~10年間】		
1979	昭和54	3.20「九州地方開発促進計画」閣 議定 10. 第二 次石油危機		7.8 浮羽 バイパス 関係遺跡調査 (~H16・H30) 7.16九州横断 自動車道 関係遺跡調査 (~H2/ 報告書~H1 0) 10.26牛頭ダム 関係遺跡調査開始 (~S61/報告書~S63)
1982	昭和57			5.14筑 紫野 バイパス関係遺跡調査開始 (~S54・H2~H9/ 報告書~H10)
1984	昭和59			9.16椎田 バイパス 関係遺跡調査開始 (~H1/ 報告書~H3)
1986	昭和61	12.〔 プル経済 ~H33 〕		5.6椎田道 路関係遺跡調査開始 (~H2/ 報告書~H8) 11.2豊前バイパス関係遺跡調査開始 (~H6/報告書~H9)
1987	昭和62	6. 第四 次全国総合開発計画(四全総) 【 京 東極集中の是正と多 極分散型国土】		9.14台風17号 襲来 27台風19号 襲来 近代化遺産総合調査 (~H4) 4.14一級河川山国川築堤 関係遺跡調査開始 (~H8・ R2)
1991	平成 3			
1992	平成 4	9.28「世界 文化遺産及び 自然遺産の 保護に 関する条約」日 本受諾		
1994	平成 6	7.15「 時代の変化に対応した文化財保護施策 の 改善 充実について 漸進化庁 【文化財保護企画特別委員会報告】		
1995	平成 7	1.17阪 神・淡大震災		伊良原ダム関係文化財調査開始 (遺跡調査はH18~H28/報告書~H29)
1996	平成 8	6. 2文化財保護法第五 次改正 【 有形文化遺産保護など】 7.8「近代の文化遺産の保存と活用について (体報告)文化庁【 協力者協議】		9.19「文化財保存活用 基本指針」
1998	平成10	3.第五 次全国総合開発計画(五 総) 【地域の自立へ向けた多軸型 国土への転換】 6.「埋蔵文化財の把握から開発事前の 発掘調査 至るまでの取扱い について(報告)」 9.29「埋蔵文化財の保護と発掘調査の 円滑化等について() 通知」		4.1福岡県文化財保護課
1999	平成11	7.16文化財保護法改正【権限委譲、 出土文化財の都道府県帰属ほか】		
2001	平成13	1.6文部 科学省 設置 11.16「文化財の保存・活用 の新たな 展開 —文化遺産を未来へ生かすために—」 【文化審議会文化財分科会企画 調査報告】		1.3 0「福岡県重要・大規模遺跡保存活用 基本計画」 大規模 班設置 9.12東九州自動車道 関係遺跡調査開始(~H27) 11.20九州新幹線 関係遺跡調査開始 (~H19/ 報告書~H20)
2002	平成14	4.24「文化を大切に する社会の構築について —一人一人が心豊かに 生きる社会を目指して」 7.3文化財保護法第六 次改正 12.10「文化芸術 の振興に 関する基本的な 方針 について」 (一策基本方針)文化審議会)閣 議定		五ヶ山 ダム文庫(附)調査開始 (遺跡調査はH16~H25/ 報告書~H28)
2003	平成15			7.19集中豪雨 (大野 城跡など被災)
2004	平成16	5.28文化財保護法第七 次改正 【文化的景観、登録 制度の拡充技術 の追加】		8.~10. 台風16・18・28号 襲来
2005	平成17	3.20福岡県西方沖地震 10.16九州国立博物館開館		2.18福 岡県装飾古墳 保存連絡 協議会 4.1新九州歴史 資料館 対策 班設置
2007	平成19	2.1「埋蔵文化財の保存と活用 —地域づくり ・ひとづくり を 目指す埋蔵文化財保護行政—(報告) 文化庁【 埋文調査報告】委 2.9「文化芸術 の振興に 関する基本的な 方針 (第二 次基本方針決定閣 議 10.30「文化審議会文化財分 科会企画 調査報告書 (化財の総合的把握、社会全体で 文化財を継承、歴史文化基本構想)」		
2008	平成20	3.31「 倉の埋蔵文化財保護体 制の あり 方について(文報告)」 11.4 地域に おける歴史 的風致 の維持及び 向上に 関する法律(歴史 法)の		
2009	平成21			7.23集中豪雨(~727)
2010	平成22			2.24「福岡県文化財保護基本指針」 11.21九州歴史 資料館 が小郡市に 移転
2011	平成23	2.8「文化芸術 の振興に 関する基本的な 方針 (第三 次基本方針決定閣 議 3. 1東日 本大震災		

西暦	和暦	文化財保護に関する国等の動き	(所管省庁)	文化財保護に関する福岡県等の動き
2012	平成24	9.28「最近の情勢と今後の文化政策(提言) ～東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生～」		福岡県の中近世城館跡の調査(～H28)
2013	平成25	12.13「今後の文化財保護行政の在り方について」 【文化審議会文化財分科会企画調査会報告】		
2014	平成26	10.31「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の 構築について」(報告) -これからの埋蔵文化財行政に求められる体制- 文化庁【埋文調査研究委員会報告】		水城・大野城・基肄城築城1350年事業
2015	平成27	4.21文化庁「日本遺産」18件認定 太宰府市「古代日本大宰府の「西の都」 ～東アジアとの交流拠点～」 5.22「文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第4次基本方針)」 -文化芸術資源で未来をつくる-閣議決定		7.15「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」 世界文化遺産登録
2016	平成28	3.30「明日の日本を支える観光ビジョン -世界が訪れたい日本へ-」観光庁 4.16熊本地震本震		
2017	平成29	10.31「水中遺跡保護の在り方について」(報告) 文化庁【水中遺跡検討委員会報告】 12.8「文化財の確実な継承に向けたこれからの 時代にふさわしい保存と活用の在り方について (第一次答申)」		7.九州北部豪雨 7.9「『神宿る島』沖ノ島と関連遺産群」 世界文化遺産登録 福岡県の戦争遺跡の調査(～R1)
2018	平成30	3.6「文化芸術推進基本計画(第1期)」閣議決定 6.8文化財保護法及び地方教育行政の 組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律		7.西日本豪雨 大宰府史跡発掘50年
2019	平成31 令和1	3.4「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱 ・文化財保存活用地域計画 ・保存活用計画策定等に関する指針」文化庁 4.1改正文化財保護法施行 5.1令和に改元		
2020	令和2			「福岡県文化財保存活用大綱」 福岡県の近世産業関係遺跡の調査
2021	令和3			「大宰府跡」「水城跡」指定100年

福岡県の指定文化財件数一覧

令和2年12月23日現在

種別／指定区分		国指定文化財			県指定文化財	市町村指定文化財	合計
		国宝	重要文化財	計			
有形文化財	建造物		42	42	55	134	231
	絵画		16	16	22	59	97
	彫刻		50	50	62	150	262
	工芸品	5	33	38	53	68	159
	書跡・典籍	1	14	15	1	35	51
	古文書	1	7	8	22	63	93
	歴史資料				5	44	49
	考古資料	6	35	41	105	213	359
	小計	13	197	210	325	766	1,301
無形文化財			3	3	8	8	19
民俗文化財	有形民俗文化財		1	1	85	168	254
	無形民俗文化財		12	12	62	133	207
	小計		13	13	147	301	461
記念物	史跡	5	91	96	80	219	395
	名勝		8	8	5	9	22
	天然記念物	2	26	28	123	163	314
	小計	7	125	132	208	391	731
合計		20	338	358	688	1,466	2,512
重要伝統的建造物群保存地区			5	5		5	10
重要文化的景観			1	1			1
登録有形文化財			171	171		21	192
登録有形民俗文化財			1	1			1
登録無形民俗文化財						24	24
登録記念物			2	2			2
記録作成			17	17	3		20
選定保存技術				0			0

- 注 (1) 国宝 …特別史跡、特別天然記念物を含む。
 (2) 重要文化財 …重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物を含む。
 (3) 地方公共団体が長期借用している国有品を含む。
 (4) 独立行政法人国立文化財機構が所有する有形文化財（美術工芸品）を除く。
 (5) 市町村指定文化財の件数は、4月1日までに県への報告があった分を反映。

大宰府史跡100年記念シンポジウム
「律令国家と大宰府史跡」
～平城京・大宰府・多賀城～

編 集／九州歴史資料館
発 行／福岡県教育委員会
発行日／令和3年3月



九州歴史資料館
KYUSYU HISTORICAL MUSEUM